

第4次岐阜県食育推進基本計画

～未来へつなぐ清流の国ぎふの食育～

岐阜県
令和6年3月

目 次

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 食育推進施策の基本的枠組み	2
3 食育に関する施策の推進体制	5

第2章 食を取り巻く現状

1 食を取り巻く社会情勢	9
2 健康の状況	11
3 食物(栄養)摂取の状況	12
4 食生活の状況	13
5 食文化・地産地消・食農教育	17

第3章 これまでの取組みと第3次計画の成果と課題

1 第1次計画から第3次計画について	19
2 第3次計画の達成状況と今後の課題	21

第4章 食育の推進に関する施策の基本的な方針

1 基本理念	25
2 目的	25
3 3つの基本方針	26
4 重点世代	27
5 目的を実現するための目標	29
6 施策の基本となる事項	31
7 ライフステージ	32

第5章 各施策における主な取組み

1 家庭、職場及び地域社会における食育の推進	33
2 学校、保育所、医療機関等における食育の推進	42
3 生産者と消費者との交流の促進	46
4 農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援	49
5 地産地消の促進	51
6 食文化の継承のための支援	54
7 食育の推進に関する普及啓発	56
8 県民の意見の反映	61

第6章 食農教育

参考資料

1 ライフステージ別県民の実践項目例	64
2 用語解説	67
3 食育基本法	74
4 岐阜県食育基本条例	82

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、「食」が重要であり、生きる上での基本です。そのため、すべての県民が心身の健康を確保し生涯にわたって生き生きと豊かに暮らすためには、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら、健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進することが重要です。

県では、岐阜県食育基本条例(平成17年条例第93号)を基に、「岐阜県食育推進基本計画(平成19年度～平成23年度)」「第2次岐阜県食育推進基本計画(平成24年度～平成28年度)」「第3次食育推進基本計画(平成29年度～令和5年度)」を策定し、18年にわたり、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者、市町村、関係機関、団体等多様な関係者とともに総合的かつ計画的に食育を推進してきました。

しかしながら、近年人口減少や少子高齢化が急速に進み、世帯構造が変化するとともに食に関する価値観や暮らしのあり方も多様化していることで、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。

そのため、栄養の課題として、栄養の偏りや不規則な食事が原因となる肥満や若年女性のやせ、生活習慣病、高齢者の低栄養など様々な課題が顕在化しており、健康寿命の延伸や生活習慣病の発症・重症化予防としても、健全な食生活を実践するための食育をさらに推進する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、人々の生命や生活のみならず、行動・意識・価値観にまで波及し、在宅時間が長くなることにより家族で食卓を囲む機会が増え、食を見つめ直す契機となった反面、社会活動の制限に伴う、社会参加の機会の減少による孤立、外出の減少による体力の低下など、健康への影響が懸念されました。

一方、食を支える農業・農村の現場では、人口減少や高齢化による担い手不足が深刻化し、農業産出額も減少傾向にあることなどから、食品ロスの対策を含めた持続可能な食を支える食育の推進も求められています。

また、岐阜県内には古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な行事や作法と結びついた豊かな食文化が存在します。この食文化を受け継ぎ、次世代へ伝えていくことも重要です。

このような情勢を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、第4次岐阜県食育推進基本計画を策定します。

2 食育推進施策の基本的枠組み

(1)食育基本法

食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年(2005年)6月に公布、同年7月に施行されました。

同法では、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することとしています。

(2)岐阜県食育基本条例

「岐阜県食育基本条例」は、食育の推進に関する基本方針を定め、県の責務並びに県民、教育関係者、農林水産業者及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活を確保することを目的として、平成17年(2005年)12月に公布され、平成18年4月1日に施行されました。

<岐阜県食育基本条例の概要>

1 基本方針

- (1) 食育の推進は、食に関する知識及び食を選択する力を習得することにより、県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。
- (2) 食育の推進は、伝統的な食文化及び地域の特性に十分配慮した上で、地域と調和のとれた食料の生産と消費を目指すことにより、地域の活性化及び食料自給率の向上に資することを旨として、行われなければならない。
- (3) 食育の推進は、県民、関係団体等の自発的意思を尊重するとともに、県、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等すべての関係者の連携と相互理解の下に行われなければならない。

2 施策の基本となる事項

- (1) 家庭、職場及び地域社会における食育の推進
- (2) 学校、保育所、医療機関等における食育の推進
- (3) 生産者と消費者との交流の促進
- (4) 農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援
- (5) 地産地消の促進
- (6) 食文化の継承のための支援
- (7) 食育の推進に関する普及啓発
- (8) 県民の意見の反映

3 基本計画

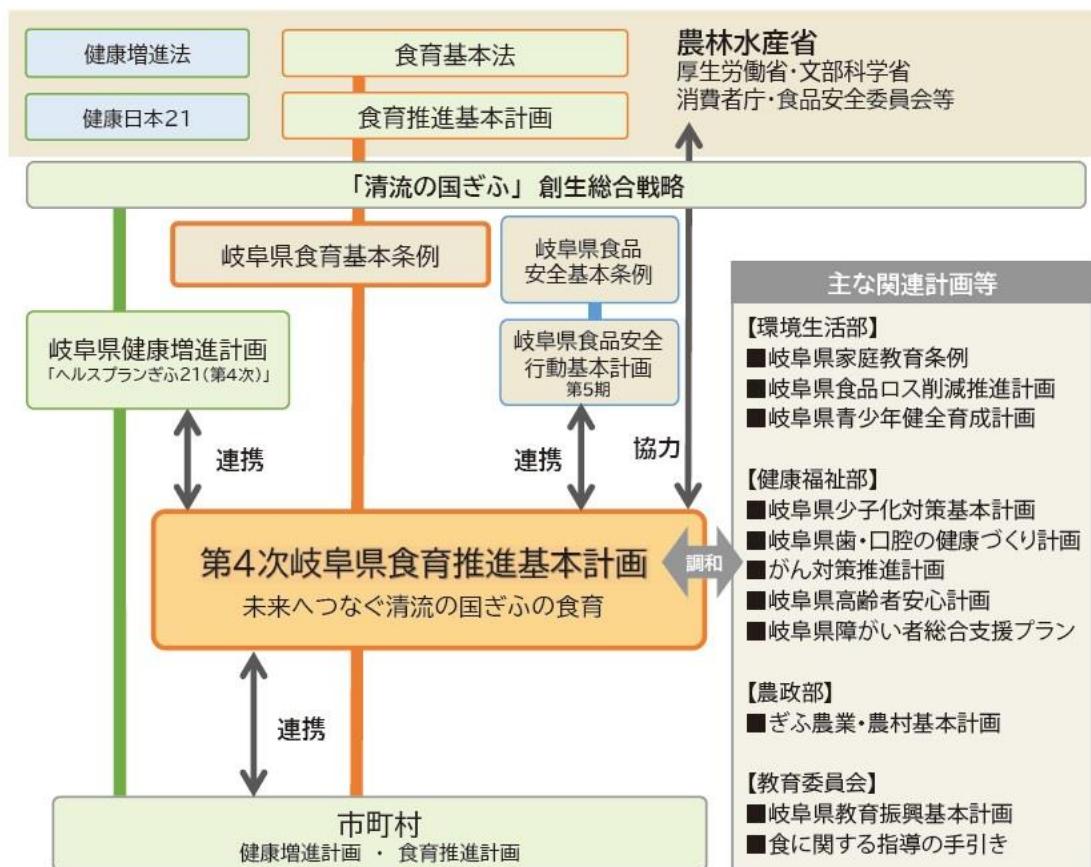
基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進に関する目標
- (2) 食育の推進に関する施策の方針
- (3) 食農教育の推進に関する施策

(3) 計画の位置づけ

本計画は、岐阜県食育基本条例第 21 条に基づく食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本計画であり、食育基本法第 17 条第 1 項に基づく都道府県計画として位置づけます。

また、国の食育推進基本計画、県が進める健康づくり計画であるヘルスプランぎふ 21、食品の安全性の確保等に関する岐阜県食品安全行動基本計画、その他県が作成する関連計画等との整合性を図ります。



(4) 計画の期間

本計画は、令和6年度(2024 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの6年間を計画期間とします。

なお、計画の進行については、毎年点検することとし、社会情勢の変化、関連する諸計画などの状況に変化が生じた場合は、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

(5)計画の進捗管理

ア 年次報告等

岐阜県食育基本条例第22条に基づき、毎年度、食育の推進に関して講じた施策について議会に報告し、その報告を公表します。

イ 推進状況の把握と効果等の評価

食育に関する計画を効果的に推進するためには、PDCA サイクルによりその進捗状況を常に把握し、目標の達成状況や施策の効果等を評価することで施策の見直しと改善を絶えず図ることが重要です。そのため、県民栄養調査、3歳児（保護者）及び高校生の食生活等実態調査等の基礎調査を実施し、結果を活用します。

3 食育に関する施策の推進体制

(1) 県民運動の展開

食育の推進に当たっては、県民一人ひとりが食育の意義や必要性等を理解するとともに、これに共感し、自ら主体的に食育に取り組むことが必要です。

このため、県民や関係団体等の自発的意思を尊重しながら、県、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等、多様な主体の参加と連携・協働の下、食育を県民運動として推進します。

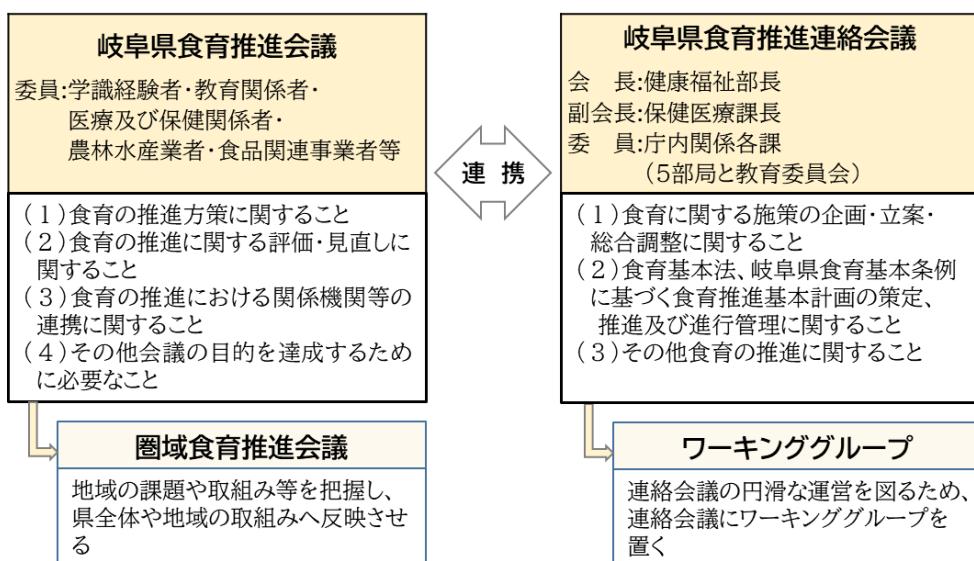
(2) 食育推進体制

食育に関する分野は幅広いため、食育に関連する取組みを行っている主体も、家庭、学校、保育所、医療機関、農林水産業者、食品関連事業者、消費者団体、行政機関等多様かつ多数です。

様々な家族のあり方や生活の多様化といった、食育をめぐる状況の変化を踏まえつつ食育に関する施策の実効性をこれまで以上に高めていくためには、食育に関わる多方面の分野の関係者が主体的にその特性や能力を活かしつつ、かつ互いが密接に連携・協働してネットワークを築きながら、一層きめ細やかな食育の推進と変化する社会状況に適した新たな食育の広がりに対応できるような体制をつくることが重要です。

そのため、幅広く県民の意見を聴取し施策に反映させるとともに、各関係機関が一体となって食育を推進することを目的として「岐阜県食育推進会議」及び「圏域食育推進会議」を設置しています。

また、岐阜県の実情に即した食育の具体的推進方策を検討し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、庁内関係各課からなる「岐阜県食育推進連絡会議」及び「ワーキンググループ」を設置し、食育に関する施策の企画・立案・総合調整、計画の推進や進行管理を行い、部局を横断して一体となって食育を推進します。



(3)関係者の役割

ア 県民

県民は、日常生活の基盤である家庭における食育を原点とし、食に関する知識を深めるとともに、家庭、職場及び地域社会において自ら健全な食生活の実現を図るよう努めます。

イ 教育関係者

教育関係者は、食育における教育の重要性を認識した上で、「食に関する指導の手引き（文部科学省）」や「保育所保育指針（厚生労働省）」等を活用しながら、各教科等における食に関する指導などあらゆる機会と場所を利用して積極的に食育の推進を図るよう努めます。

ウ 農林水産業者

農林水産業者は、食育における食料生産の重要性を認識した上で、安全な食料の供給を行うとともに、様々な体験活動等の機会の提供などを通じて、県民の自然の恩恵についての理解や食に対する感謝の念が深まるよう努めます。

エ 食品関連事業者

食品関連事業者は、食品の安全性の確保が健全な食生活の基礎であることを認識した上で、食に関する幅広い情報の開示を行い安全な食品の提供を図るよう努めます。

また、企業の社会的責任活動の一環として食の循環や環境に配慮した食育や SDGs の視点で食育に取り組むよう努めます。

オ 医療及び保健、介護その他の社会福祉関係者

医療及び保健、介護その他の社会福祉関係者は、健康寿命の延伸につながる食育として、健康づくりや生活習慣病の発症・重症化予防のための減塩及びメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防等の推進に努めます。

カ 職域保健関係者

職域保健関係者は、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践し、地域と連携しながら職場における食育、健康支援に積極的に取り組むように努めます。

キ 市町村

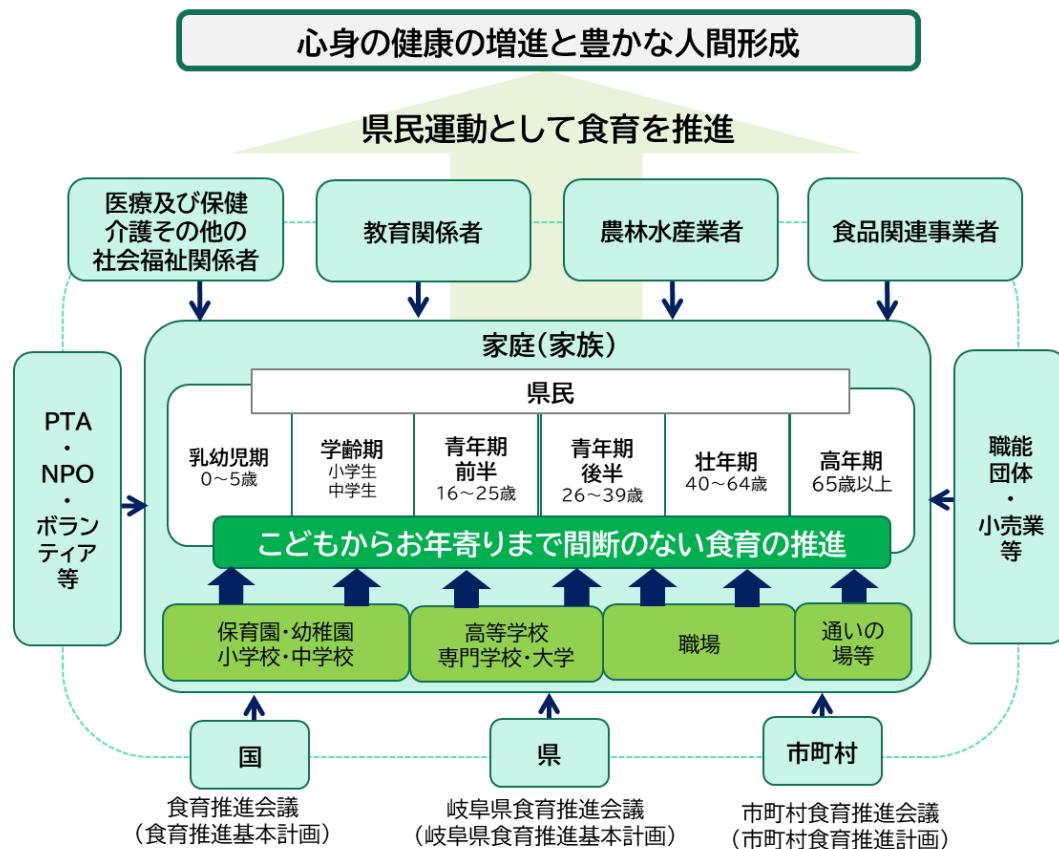
市町村は、市町村食育推進計画に基づき、関係者と協働し地域の特性を活かした食育を推進します。また、県と密接な連携を図ります。

ク 県

県は、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等関係団体等の自発的意思を尊重するとともに、すべての関係者の連携と相互理解の下、食育を推進するために総合的な施策を策定し実施します。

また、食育の推進に関して広域的な取組みを必要とする施策については国等と協力して推進します。

地域コミュニティにおける食育の協働体制



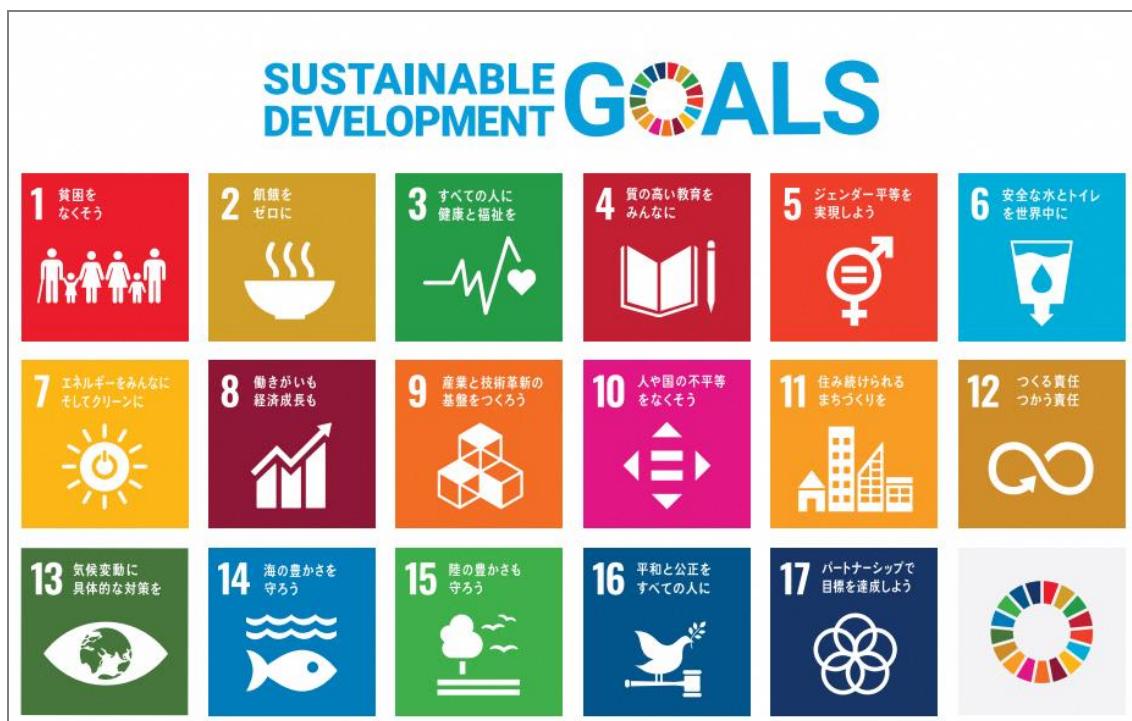
(4)持続可能な開発目標(SDGs)の推進

持続可能な開発目標(SDGs)は、「誰一人取り残さない」ことを原則として、持続可能で、よりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、2030 年までに達成する国連目標として 2015 年9月の国連サミットで採択されました。

このうち食育の推進は、日本の「SDGs アクションプラン 2023」の8つの重点事項のひとつである「健康・長寿の達成」の施策に位置づけられています。

そこで、第4次岐阜県食育推進基本計画では、持続可能な社会のために、特に「目標2 飢餓をゼロに」「目標3 すべての人に健康と福祉を」「目標4 質の高い教育をみんなに」「目標12 つくる責任つかう責任」等の目標達成に資する食育を推進していきます。



出典：国連広報センター

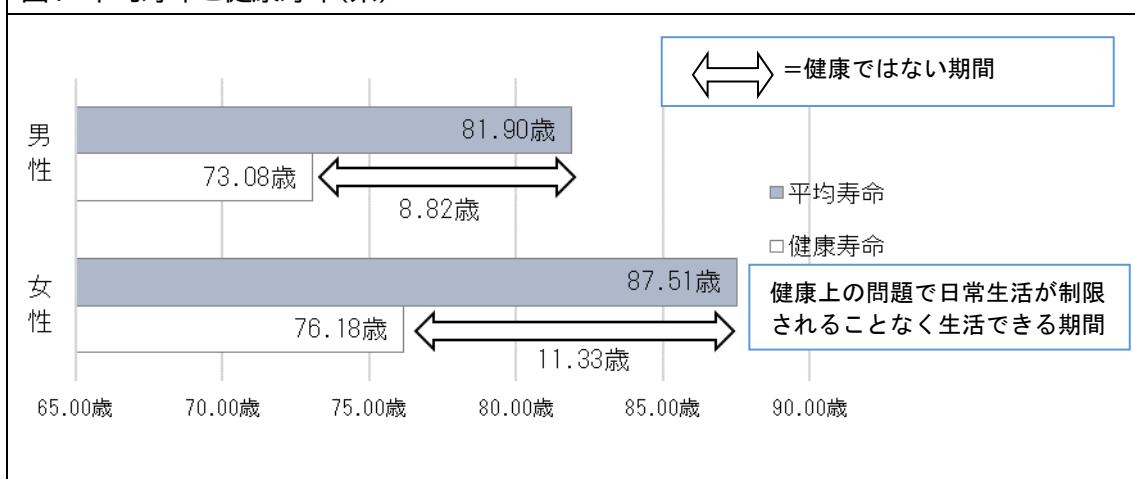
第2章 食を取り巻く現状

1 食を取り巻く社会情勢

(1) 平均寿命と健康寿命

令和元年(2019年)の健康寿命は男性73.08歳(全国13位)、女性76.18歳(全国11位)であり、いずれも全国平均を上回っています。平均寿命と健康寿命との差は日常生活に制限のある「健康ではない期間」を意味し、この差を縮小することが必要です。

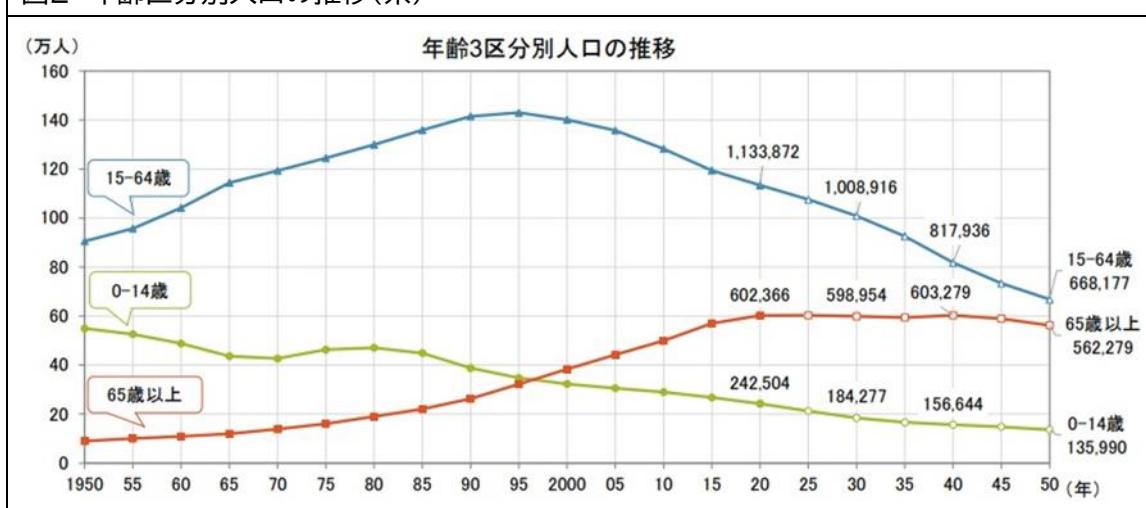
図1 平均寿命と健康寿命(県)



(2) 人口の推移と将来推計

令和2年(2020年)には65歳以上人口は602千人(30.4%)に上昇し、0~14歳人口は242千人(12.3%)に低下しています。

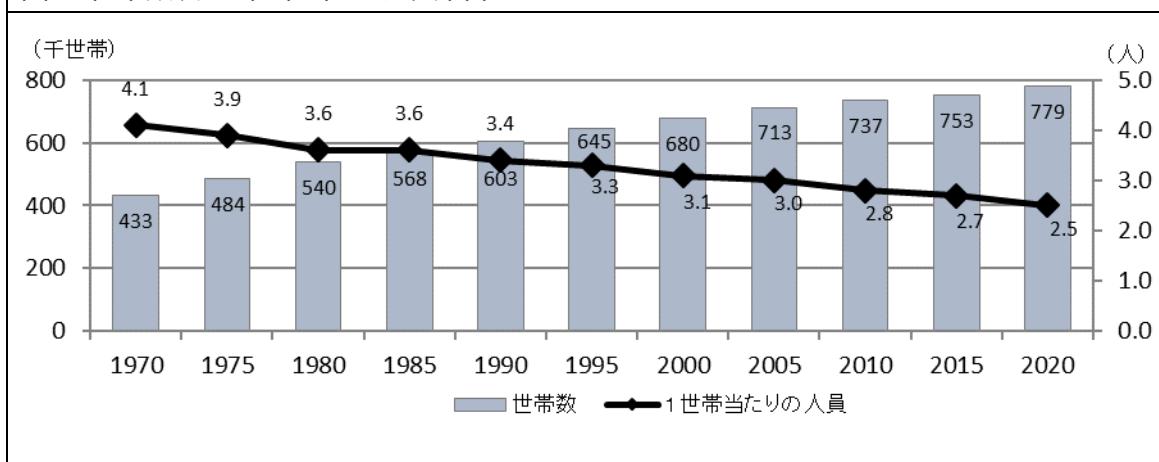
図2 年齢区分別人口の推移(県)



(3) 家族形態の変化

令和2年(2020年)には一般世帯数は77万9,029世帯に増加し、過去最高となりました。反対に1世帯当たりの人員は2.5人に減少し、過去最低となりました。

図3 世帯数及び1世帯当たり人員(県)

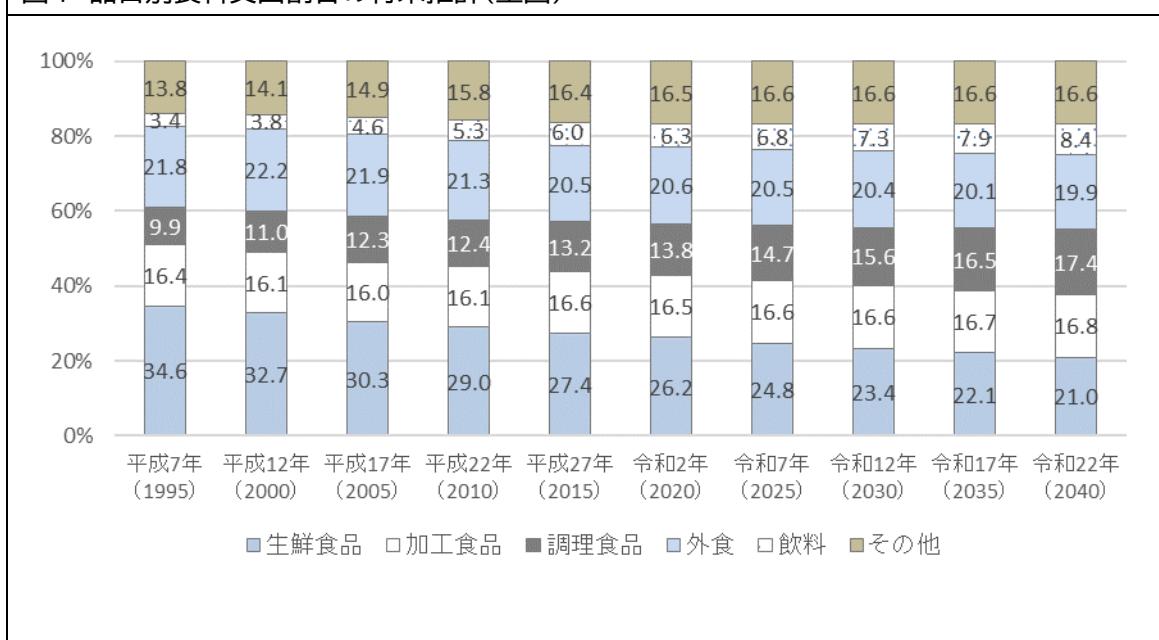


出典：総務省統計局「国勢調査」

参考 食の外部化

単独世帯や共働き世帯の増加に伴い、食の外部化・簡便化が一層進むと予想されています。総世帯における食料消費支出の内訳の変化を見ると、生鮮食品の支出割合が減少し、調理食品や加工食品への支出割合は増加する見込みです。

図4 品目別食料支出割合の将来推計(全国)



出典：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計(2019年版)」を基に農林水産省作成

2 健康の状況

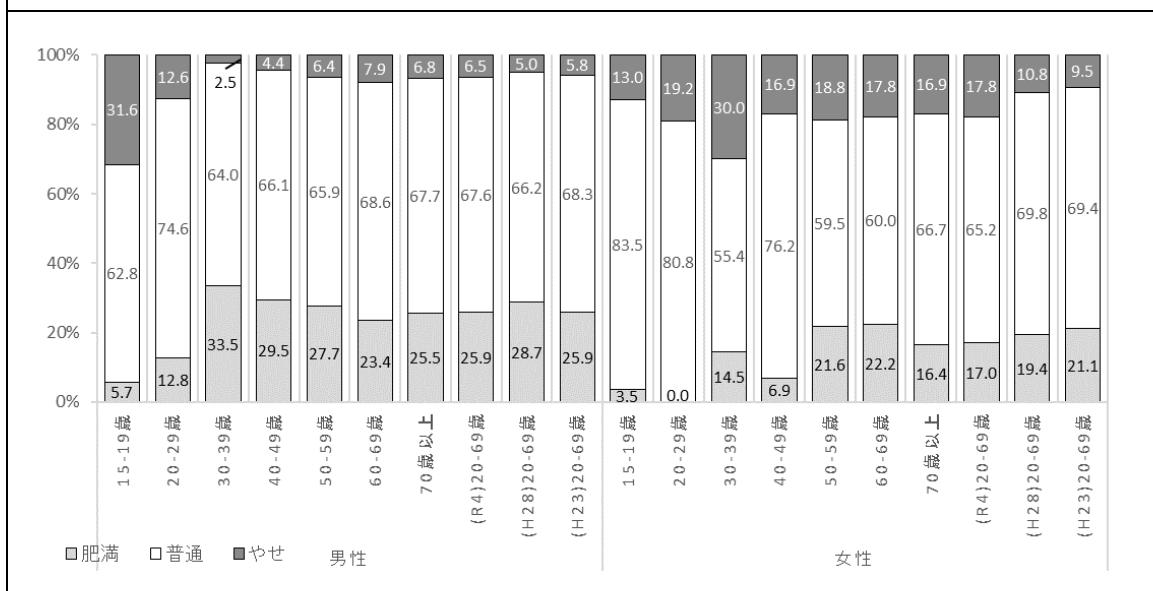
(1)肥満ややせの状況

成人の肥満者割合は、20～60歳代男性が25.9%、20～60歳代女性17.0%と平成28年の前回調査から低下しています。

20歳代の女性のやせの割合は19.2%で、30歳代の女性のやせの割合も30.0%と高い状況です。

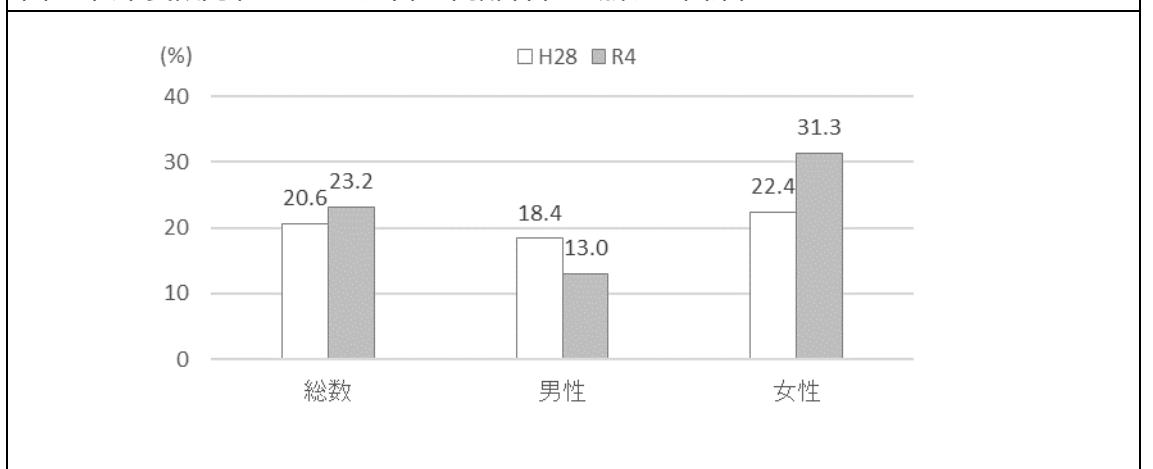
低栄養傾向の高齢者の割合は23.2%で、前回調査から上昇しています。

図5 肥満(BMI25以上)・やせ(BMI18.5未満)(県)



出典：岐阜県保健医療課「令和4（2022）年度県民栄養調査」

図6 低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者(65歳以上)(県)

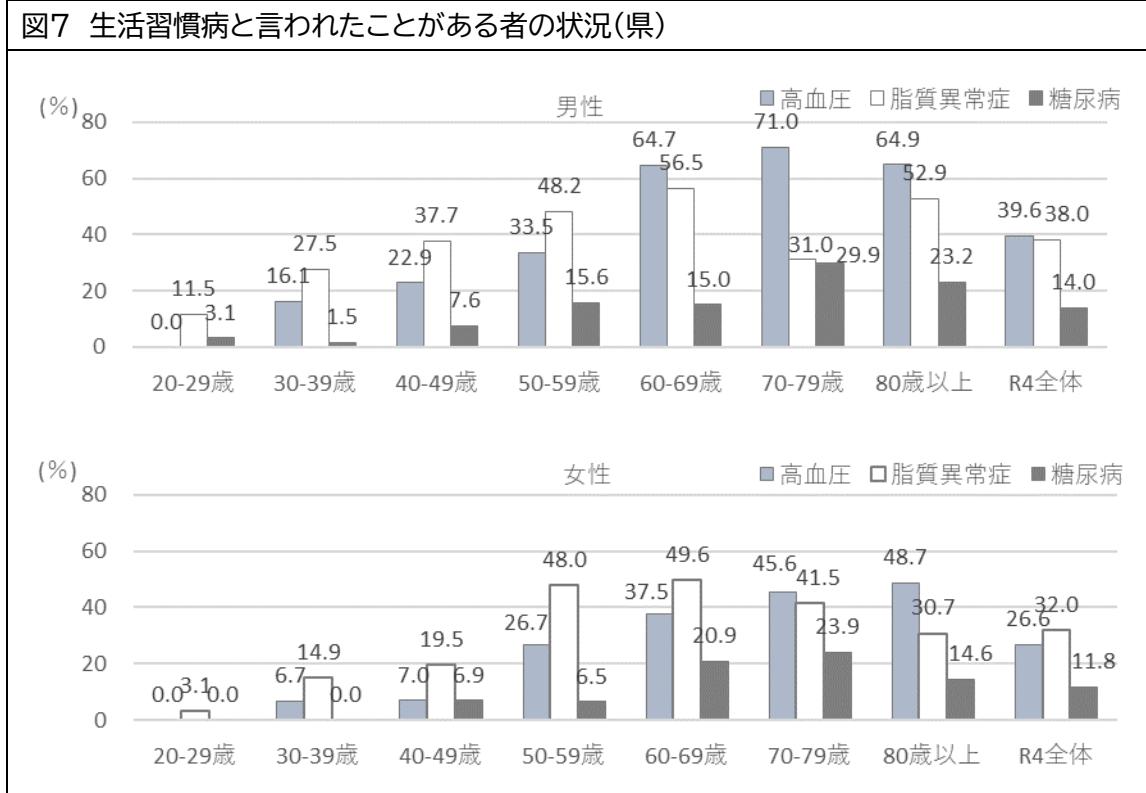


出典：岐阜県保健医療課「令和4（2022）年度県民栄養調査」

(2)生活習慣病の状況

医療機関や健診で高血圧症と言われたことがある者の割合は、男性 39.6%、女性 26.6%であり、脂質異常症(血中コレステロールや中性脂肪が高い)と言われたことがある者の割合は男性 38.0%、女性 32.0%です。また、糖尿病と言われたことがある者の割合は男性 14.0%、女性 11.8%です。

図7 生活習慣病と言われたことがある者の状況(県)



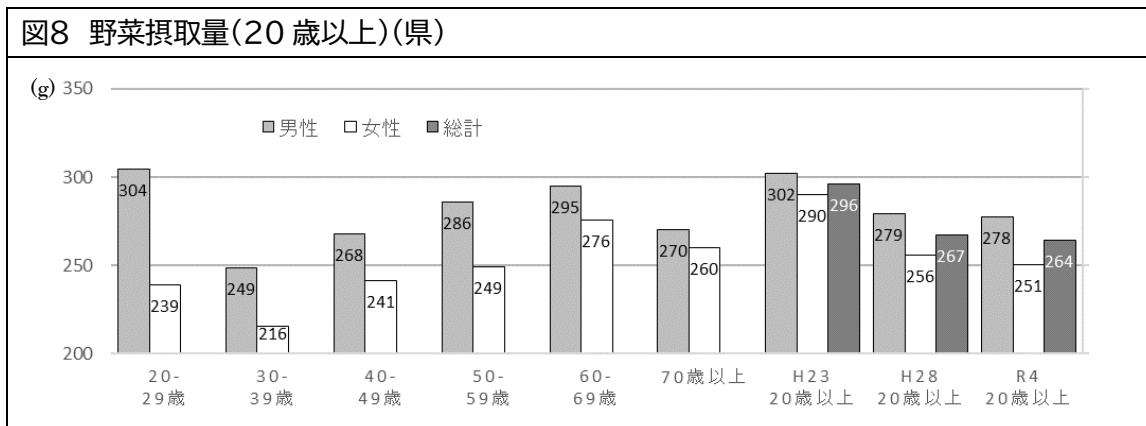
出典：岐阜県保健医療課「令和4（2022）年度県民栄養調査」

3 食物(栄養)摂取の状況

(1)野菜摂取量の状況

1人1日あたりの平均野菜摂取量は、男女合計 264g(20歳以上)で横ばいにあります。特に20歳代女性、30歳代で摂取量の不足が顕著です。

図8 野菜摂取量(20歳以上)(県)

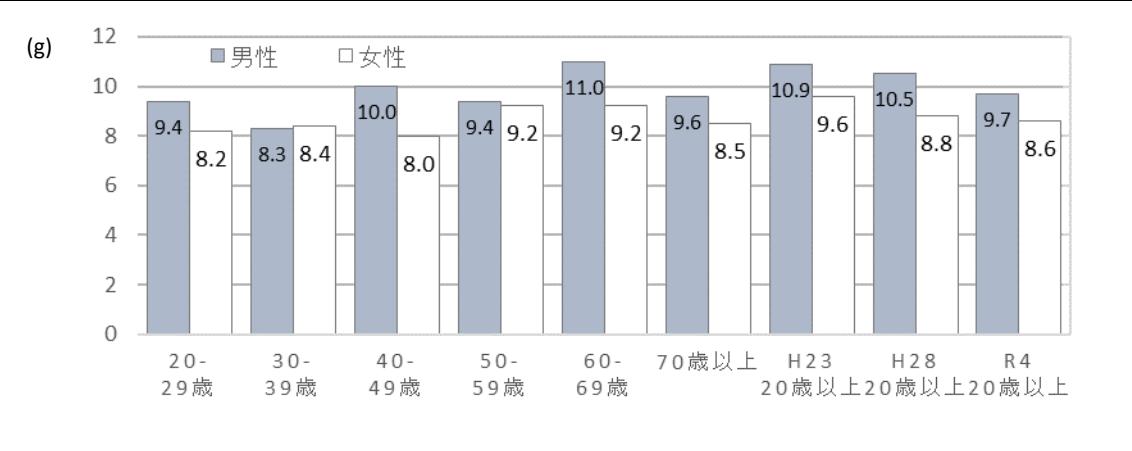


出典：岐阜県保健医療課「令和4（2022）年度県民栄養調査」

(2) 食塩摂取量の状況

1人1日あたりの平均食塩摂取量は、男性9.7g、女性8.6g(20歳以上)で、目標値である男性7.5g未満、女性6.5g未満には達していないものの、男女ともに減少しています。

図9 食塩摂取量(20歳以上)(県)



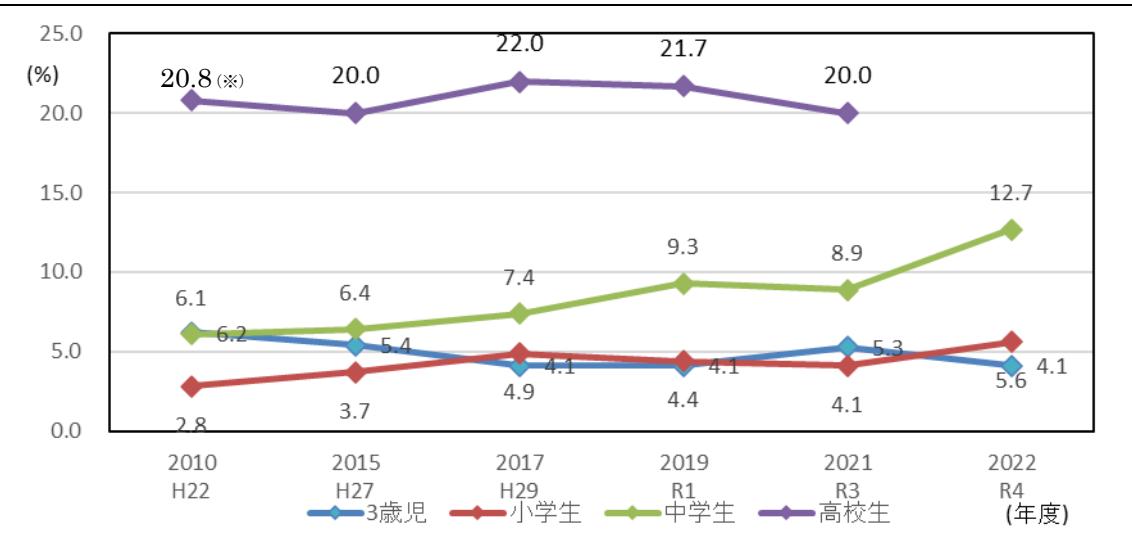
出典：岐阜県保健医療課「令和4（2022）年度県民栄養調査」

4 食生活の状況

(1) 子どもの朝食欠食率

子ども(3歳児、小・中学生)の朝食欠食率は低い状況ですが、高校生では約20%と高止まりしています。

図10 子どもの朝食欠食率の推移(県)



出典：3歳児：岐阜県保健医療課「3歳児食生活実態調査」

小中学生：岐阜県教育委員会体育健康課「学校給食等実態調査」

※小中学生は、1週間(平日)のうち朝食を1日でも食べなかった児童生徒の割合

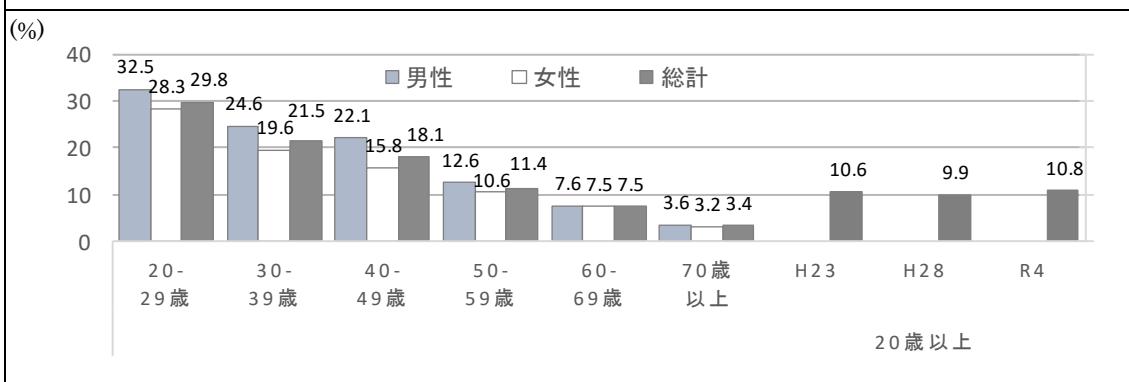
高校生：岐阜県保健医療課「高校生の食生活実態調査」

(※) 2011年の調査結果

(2)朝食の欠食率

朝食欠食者の割合は、20歳代、30歳代の若い世代(子どもの保護者世代)が高く、20歳代は29.8%、30歳代は21.5%です。

図11 朝食欠食者の割合(県)

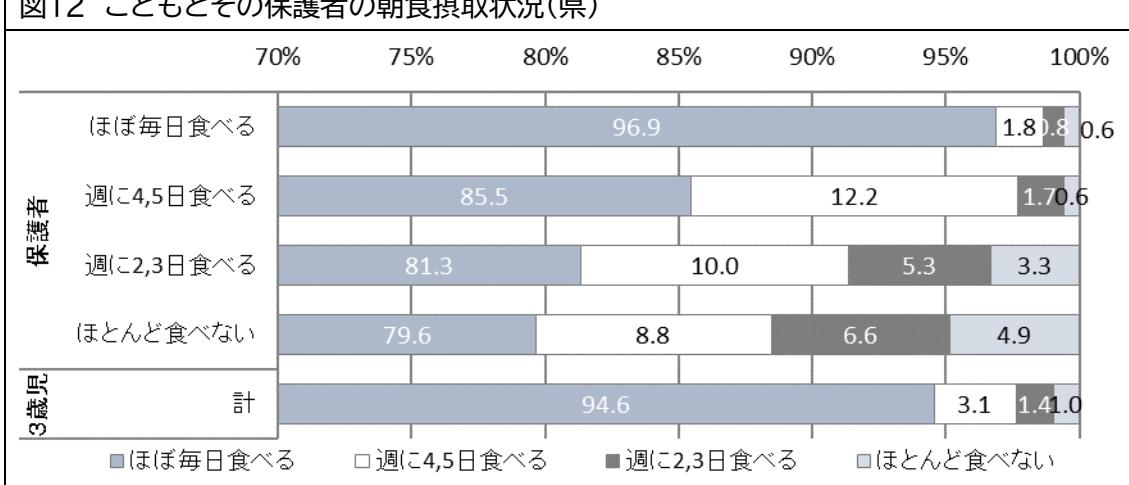


出典：岐阜県保健医療課「令和4（2022）年度県民意識調査」

(3)子どもとその保護者の朝食摂取状況

保護者が「ほぼ毎日朝食を食べる」場合に子ども(3歳児)も「ほぼ毎日食べる割合」は、96.9%ですが、逆に保護者が「ほとんど食べない」場合には、子どもが「ほぼ毎日食べる割合」は約8割まで減少しています。

図12 こどもとその保護者の朝食摂取状況(県)

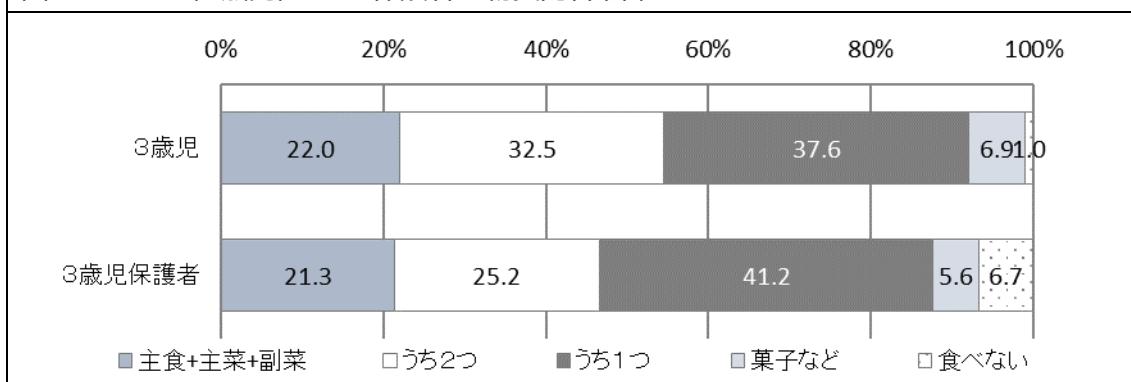


出典：3歳児：岐阜県保健医療課「令和4（2022）年度3歳児食生活実態調査」

(4) 子どもの朝食内容

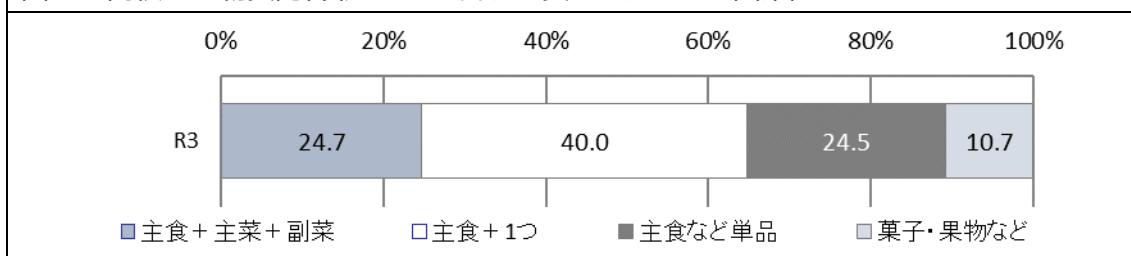
朝食に主食・主菜・副菜がそろった食事をとっている者の割合は、3歳児で 22.0%（保護者は 21.3%）、高校生は 24.7%です。

図13 こども(3歳児)とその保護者の朝食内容(県)



出典：岐阜県保健医療課「令和4（2022）年度3歳児食生活実態調査」

図14 高校生の朝食内容(週2～3日以上食べる人のうち)(県)

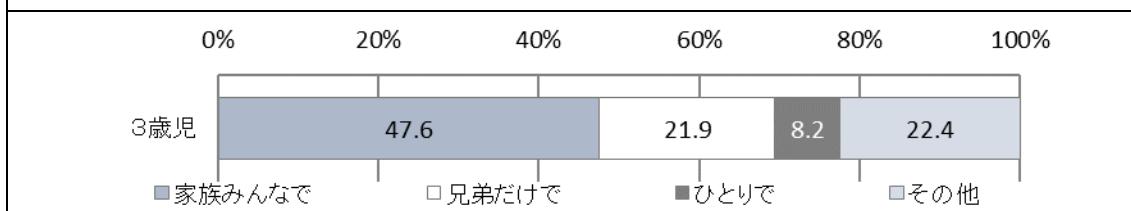


出典：岐阜県保健医療課「令和3（2021）年度高校生の食生活実態調査」

(5) 子どもの共食の状況

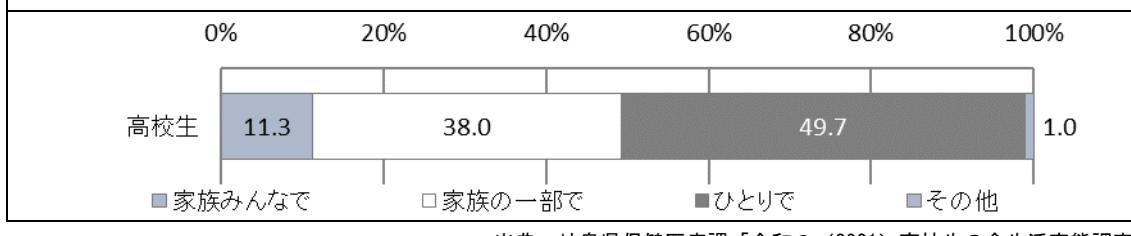
朝食を家族みんなで食べている者の割合は、3歳児で 47.6%、高校生で 11.3%です。

図15 朝食の共食の状況(3歳児)(県)



出典：岐阜県保健医療課「令和4（2022）年度3歳児食生活実態調査」

図16 朝食の共食の状況(高校生)(県)

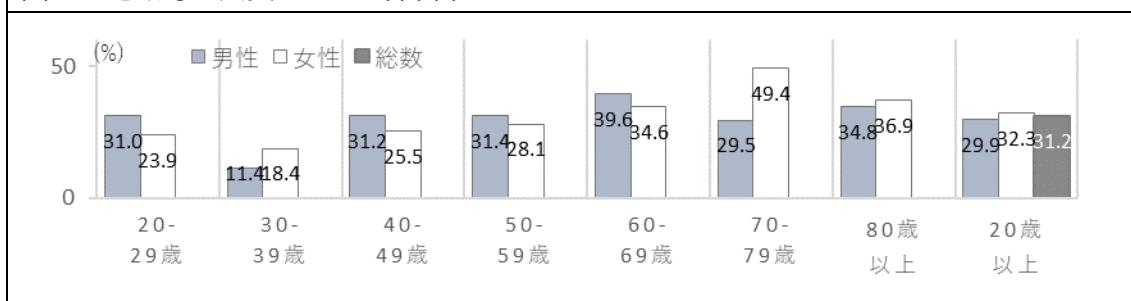


出典：岐阜県保健医療課「令和3（2021）高校生の食生活実態調査」

(6)地域等で共食している者

地域で共食している者は 31.2%です。友人など誰かと一緒に食事をする頻度が高いと食品の摂取が多く、健康的な食生活と関係しているといわれています。

図17 地域等で共食している者(県)

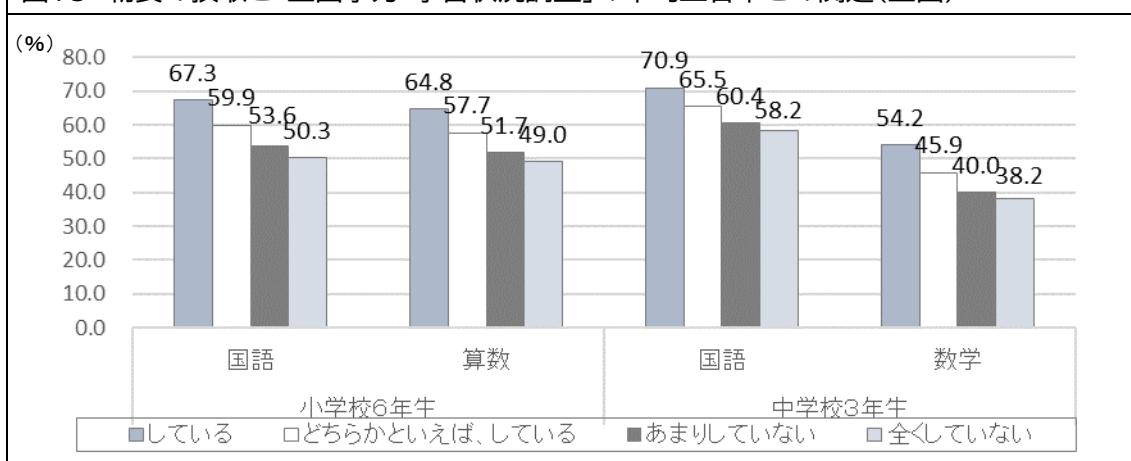


出典：岐阜県保健医療課「令和4（2022）年度県民栄養調査」

参考 朝食の摂取と平均正答率、体力合計点との関連

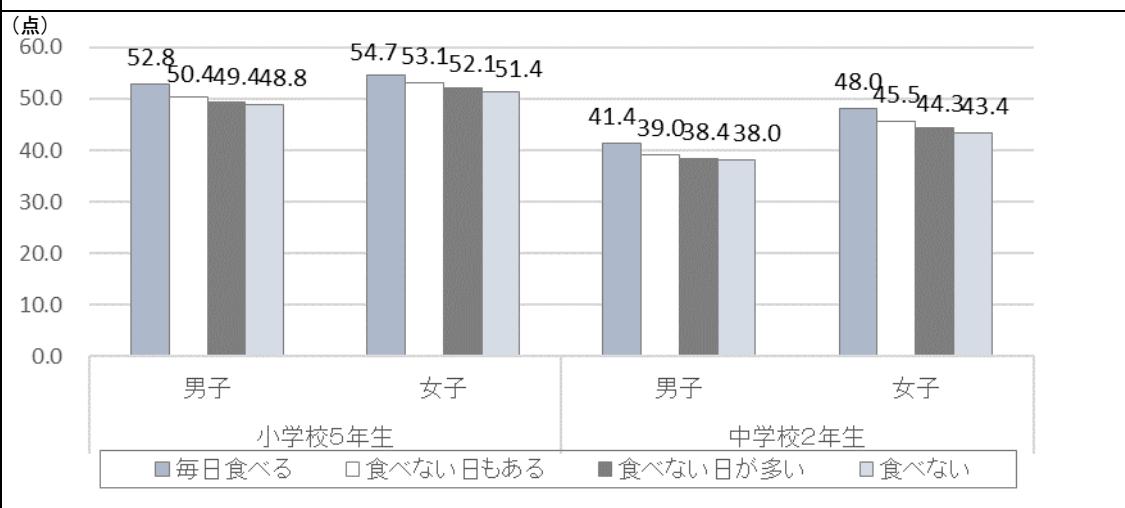
毎日朝食を食べる子どもほど各教科の平均正解率が高く、また、体力合計点が高い傾向です。

図18 朝食の摂取と「全国学力・学習状況調査」の平均正答率との関連(全国)



出典：文部科学省「令和4（2022）年度全国学力・学習状況調査」

図19 朝食の摂取と「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点との関連(全国)

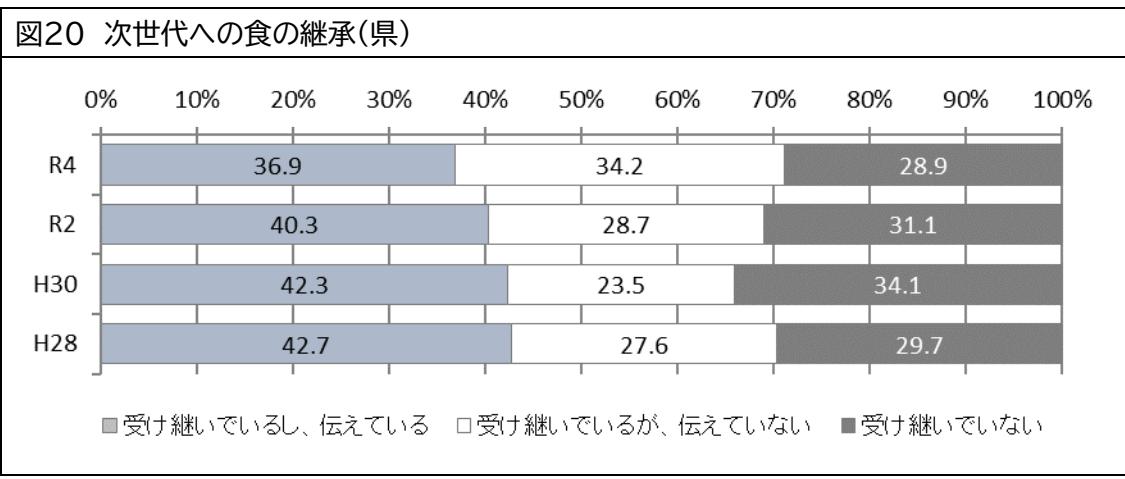


出典：スポーツ庁「令和4（2022）年度全国学力・運動能力、運動習慣等調査」

5 食文化・地産地消・食農教育

(1)食文化の継承

郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方、作法について「受け継いでいるし、伝えている」者の割合は、36.9%です。

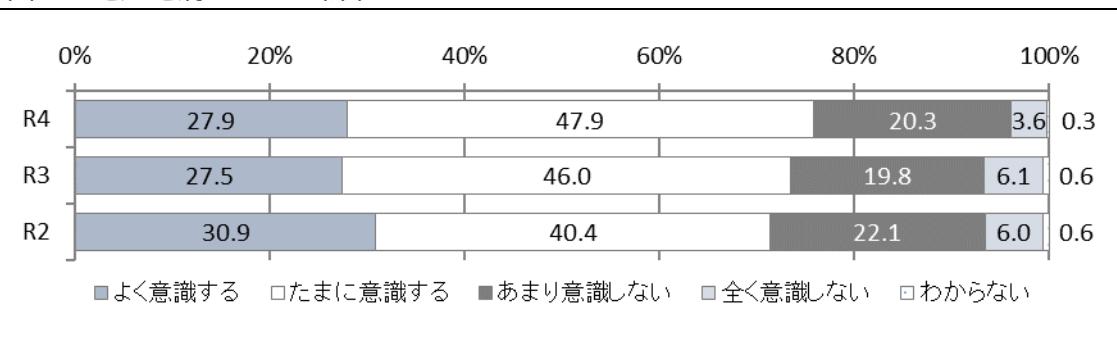


出典：岐阜県「県政モニター」

(2)地産地消を意識している

農産物を購入するとき岐阜県産のものを選ぶなど、「地産地消」を意識する者の割合は27.9%でした。

図21 地産地消について(県)

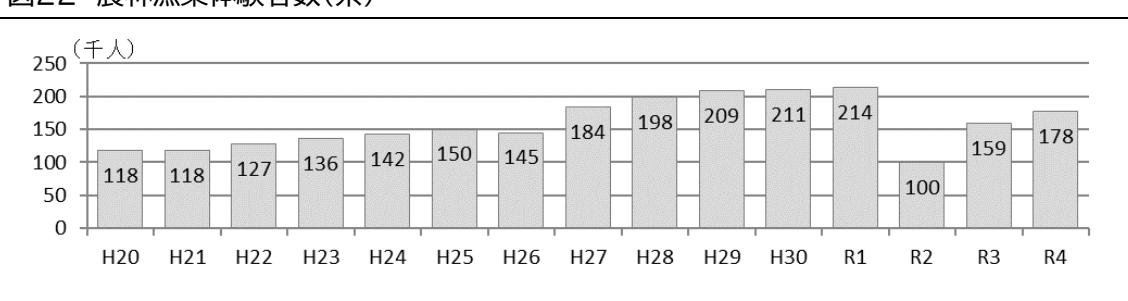


出典：岐阜県「県政モニター」

(3)食農教育の推進

農林漁業体験者数は、年々増加傾向にありました。令和2・3年は、新型コロナウイルス感染症の影響から、体験機会が減少しました。

図22 農林漁業体験者数(県)



出典：岐阜県農村振興課「岐阜県農林漁業体験施設登録制度に基づく実態調査」

(4)食品ロスの削減

食品ロスの削減の取組みとして「冷凍保存を活用する」と回答した者が70.8%でした。

図23 食品ロス削減のために家庭で取組んでいること(県)



出典：岐阜県「令和2（2020）県政モニター」

第3章 これまでの取組みと第3次計画の成果と課題

1 第1次計画から第3次計画について

第1次計画から第3次計画では、食育の基本理念に基づき、県民が自ら実践していく「5つの目標」と、その達成のために各関係者等が実施する「8つの施策の基本」を提示し、食育を推進してきました。

5つの目標

- 目標1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる
- 目標2 楽しく食事をとる習慣を身につける
- 目標3 食の安全性を理解した行動ができる
- 目標4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる
- 目標5 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちがもてる

8つの施策の基本となる事項

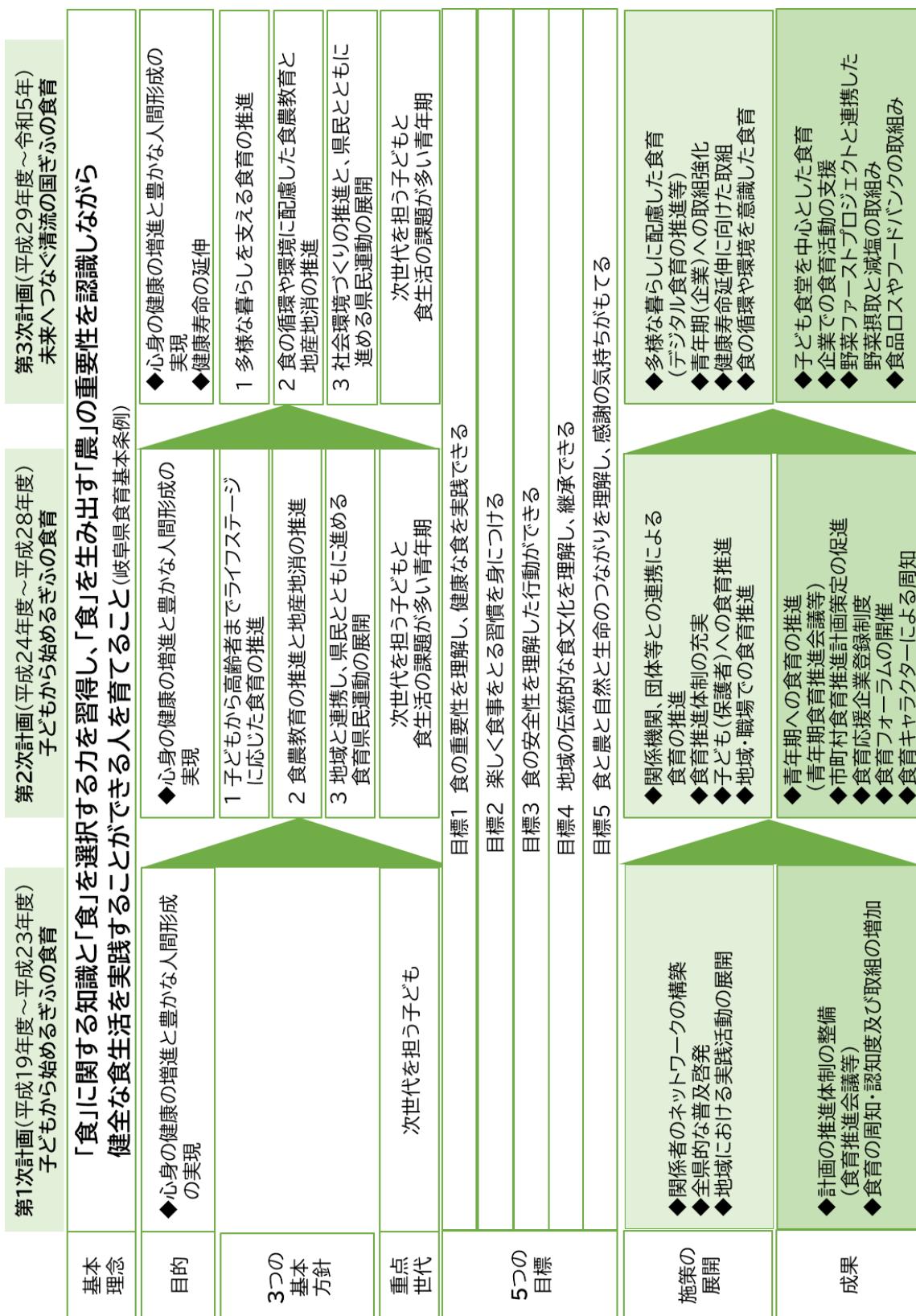
- 1 家庭、職場及び地域社会における食育の推進
- 2 学校、保育所、医療機関等における食育の推進
- 3 生産者と消費者との交流の促進
- 4 農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援
- 5 地産地消の促進
- 6 食文化の継承のための支援
- 7 食育の推進に関する普及啓発
- 8 県民の意見の反映

第1次計画では、食育を推進していくために多くの県民の共通理解と積極的な県民参加が必要なことから、県民が自ら実践していく「5つの目標」を設定し、次世代を担う子どもの食育を重点としました。

第2次計画では、食生活の課題が多い青年期に対する食育を重点とし、「生涯食育社会」の実現に向けた環境整備や食育の支援体制を構築しました。

第3次計画では、健康寿命の延伸につながる食育の推進、食の循環や環境に配慮した食育の推進、食育を推進する社会環境づくりを基本方針とし、子ども食堂や企業等の食育に取り組みました。

これまでの計画の取組状況



2 第3次計画の達成状況と今後の課題

第3次岐阜県食育推進基本計画の施策の成果や達成状況を確認するため、進捗状況を評価しました。その結果、取組みに関する指標項目は3割が達成し、改善傾向を含めると約6割の取組みが着実に推進されました。

しかしながら、改善が見られない又は目標に達しない指標も多くあるため、引き続き食育を推進していくことが必要です。

目標達成状況の判定		指標項目数
◎	「現状値」が「目標値」を達成した場合	8 (30.8%)
○	「現状値」が「計画策定時」より前進した場合	7 (26.9%)
×	「現状値」が「計画策定時」より後退した場合	10 (38.5%)
△	「現状値」が「計画策定時」と変化がない場合	1 (3.8%)
-	「現状値」が把握できない場合	0

(1)目標1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる

肥満者の減少について、20歳～60歳代男性及び40歳～60歳代女性の肥満者の割合は、ともに改善し、目標を達成しました。しかし、20歳～30歳代の朝食欠食者の割合については、30歳代男性を除き計画策定時よりも高くなっています。特に20歳代男性の割合が他に比較して高いため、引き続き青年期への食育をより推進していくことが必要です。

指標項目	計画 策定時値	現状値	目標値	達成状況
肥満者の減少 (※BMI25 以上)				
20歳～60歳代男性の肥満者	28.8% (1)	25.9% (6)	28%以下	◎
40歳～60歳代女性の肥満者	19.7% (1)	17.0% (6)	17%以下	◎
低栄養傾向者の増加の抑制 (※BMI20 以下)				
低栄養傾向者(65歳以上)	21.1% (1)	23.2% (6)	22%以下	×
朝食欠食者の減少				
3歳児	5.4% (2)	4.1% (6)	0%	○
小学生	2.0% (3)	1.8% (7)	0%	○
中学生	4.3% (3)	7.9% (7)	0%	×
高校生	20.0% (2)	20.0% (5)	15%以下	△
20歳代 男性	18.2% (1)	32.5% (6)	15%以下	×
20歳代 女性	27.6% (1)	28.3% (6)	15%以下	×
30歳代 男性	33.8% (1)	24.6% (6)	15%以下	○
30歳代 女性	13.0% (1)	19.6% (6)	5%以下	×

指標項目	計画 策定時値	現状値	目標値	達成状況
栄養成分表示を参考にする人の増加				
県民	34.2% (1)	35.6% (6)	40%以上	○
20~30歳代	40.2% (1)	33.0% (6)	45%以上	×
食育に取り組む企業の増加	(中間評価時)			
健康経営宣言企業	304社 (4)	628社 (6)	500社以上	○

(1)H28 保健医療課 (2) H27 保健医療課 (3)H28 体育健康課 (4)R1 保健医療課 (5)R3 保健医療課
(6)R4 保健医療課 (7) R4 体育健康課

(2)目標2 楽しく食事をとる習慣を身につける

朝食又は夕食を家族と一緒に食べる共食の回数について、中学生はやや増加しましたが、小学生は減少しました。みんなで一緒に食卓を囲んで共に食べる共食は、食事のマナーを学び、栄養バランスを考えて食べる習慣や食べ物や食文化を大事にする気持ちなどを伝える良い機会となることから、引き続き推進していく必要があります。

指標項目	計画 策定時値	現状値	目標値	達成状況
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加*				
小学生(平日)	8.54回 (1)	8.30回 (2)	9回	×
中学生(平日)	6.88回 (1)	7.00回 (2)	8回	○
朝食・夕食を家族とともに食べる人の増加				
高校生(朝食)	50.2% (3)	49.3% (4)	60%以上	×
高校生(夕食)	81.5% (3)	88.6% (4)	90%以上	○

(1)H28 体育健康課 (2)R4 体育健康課 (3) H27 保健医療課 (4)R3 保健医療課

(3)目標3 食の安全性を理解した行動ができる

食品安全について消費者、事業者、行政が共に考える食品のリスクコミュニケーション事業に参加した人の理解度は、目標を達成しています。

食品に対する安心感を向上させるためには、消費者が正しい知識や情報に基づいて自ら判断し選択できる能力を身につけるよう努めるとともに、関係者は食品安全に関する自らの取組みを伝えていく必要があります。

指標項目	計画 策定時値	現状値	目標値	達成状況
食品リスクコミュニケーション事業への参加人数(累計)※	(中間評価時) 2,288人(2)	4,232人(3)	(R1-4) 4,800人	○
食品リスクコミュニケーション事業に参加した人の理解度	98.1% (1)	94.0% (3)	90%以上	◎

(1)H27 生活衛生課 (2)R1 生活衛生課 (3)R4 生活衛生課

※計画を延長したことを受け、令和3年度に目標値を再設定している。

(4)目標4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる

学校給食における地場産物を使用する割合は、目標を達成しています。

今後も継続して地場産物の供給体制を整え活用を推進するとともに、家庭においても郷土料理や伝統的な行事食等が提供されるよう、保護者への啓発を充実していきます。

指標項目	計画 策定時値	現状値	目標値	達成状況
学校給食における地場産物の使用の増加※ (品目ベース) (金額ベース)	31.3% (1)	33.8% (3) 60.3% (5)	30%以上を維持 57.5%	◎**** ○
朝市・直売所の販売額	138億円(2)	154億円(4)	140億円	◎****
地産地消率※※	-	40.3% (6)	50% (R5目標値)	×

(1)H27 体育健康課 (2)H27 農産物流通課 (3)R1 体育健康課 (4)R1 農産物流通課 (5)R4 体育健康課

(6)R4 農産物流通課

※令和2年度まで品目ベースの割合としていたが、令和3年度以降は、第4次食育推進基本計画(農林水産省)と同じ算出方法とするため、金額ベースの割合としている。

※※令和2年度の中間評価において、朝市・直売所の販売額（～令和2年度）にかえて、令和3年度より新たに地産地消率を指標項目に追加している。

※※※目標見直し時の達成状況

(5)目標5 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちがもてる

農林漁業体験者数は、新型コロナウイルス感染症拡大により人流が抑制されたことから大きく減少しています。体験活動を通じて「食」と「農」の大切さを理解していく取組みは健全な心身と豊かな人間性を育む基礎となることから、自然や農林漁業と親しみ地域の人との交流を深めるグリーンツーリズムなどを引き続き推進していく必要があります。

指標項目	計画 策定時値	現状値	目標値	達成状況
農林漁業体験者数の増加※	184,420人 (1)	177,604人 (2)	270,000人	×

(1)H27 農村振興課 (2)R4 農村振興課

※計画を延長したことを受け、令和3年度に目標値を再設定している。

(6)その他:食育を推進するための体制整備

県内の全市町村が、食育基本法で定める市町村食育推進計画を策定しています。今後は、各市町村がそれぞれの計画に則って実施する食育推進事業に対して助言等を行うと同時に、計画の改定時期を迎える市町村に対して改定の支援を行っていく必要があります。

指標項目	計画 策定時値	現状値	目標値	達成状況
市町村食育推進計画を策定する市町村の増加	40市町村 (1)	全市町村 (2)	全市町村	◎

(1)H28 保健医療課 (2)R4 保健医療課

第4章 食育の推進に関する施策の基本的な方針

1 基本理念

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てること
【岐阜県食育基本条例】

「食」を通して生きる力と生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことは県民にとって最も大切な願いのひとつであり、食育はその基本です。本計画では、岐阜県食育基本条例に基づいた食育の基本理念を定め、県民の健康で豊かな生活の確保に寄与するよう、食育に関する施策を展開していきます。

【基本理念の考え方】

県民一人ひとりが、

- ・「食」について改めて意識を高め、
 - ・自然の恩恵や、食物を生産する「農」の重要性を認識し、
 - ・「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、
 - ・「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身につける
- ことによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践する人を育てていきます。

「食」とは、食べ物や食事はもちろん、農作物や食文化、食事のコミュニケーション、食環境などを含む幅広い意味で捉え、「食」を通じた「こころ」を育てることも含みます。

「健全な食生活」とは、生活リズムとして規則正しく食事をとること(朝・昼・夕の食事をきちんととる)、栄養面でバランスがとれていること、食品の安全に気をつけること、無駄な食べ残しや廃棄をしないこと、食卓を囲んで家族が一緒に食事をすることなどをいいます。

2 目的

心身の健康の増進と豊かな人間形成の実現

【目的の考え方】

基本理念のもと、全ての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、健康寿命の延伸や生活習慣病の発症・重症化予防に資する食育を推進します。

また、生涯にわたって「食べる力」=「生きる力」を育み、「食」に対する感謝の念と理解により「豊かな心」を育むことで、「豊かな人間形成」へと資する食育を推進します。

3 3つの基本方針

多様な暮らしを支え、生涯を通じた心身の健康を守る食育の推進

現代は人生100年時代といわれる一方、若い女性のやせ、中高年の肥満、高齢者では低栄養等食生活に起因する課題は多くあり、世代によって異なります。

また、少子高齢化が進むとともに世帯構造や社会環境も変化し、単独世帯やひとり親世帯が増えています。そして貧困の状況にある子どもに対する支援が重要な課題になるなど、家庭状況は多様化しています。

こうした状況を踏まえ、食に起因する生活習慣病の発症・重症化予防や健康寿命の延伸を実現するため、妊娠婦や乳幼児から高齢者に至るまでのライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応した、生涯を通じて切れ目のない食育を推進します。

社会・環境・文化の視点を踏まえた持続可能な食を支える食育の推進

県民が健全な食生活を生涯にわたり継続して送るためにには、その基盤として持続可能な食環境が不可欠であり、食育関係者を含む県民が一体となって食環境の持続に資する食育を推進することが必要です。

そのためには、食生活が自然の恩恵の上に成り立つこと、食料の生産から消費に至るまでの食の循環は多くの人々の様々な活動に支えられていることなどを意識し、それらに対して感謝の気持ちを持ち、理解を深めることが大切です。

このため、農林漁業体験の推進、生産者等や消費者との交流促進、地産地消の推進等、食の循環を担う多様な主体のつながりを拡大し強化する取組みとともに、食品ロス削減に向けた消費活動の実践など、環境に配慮した取組みを推進します。

また、郷土料理、伝統料理、食事の作法等、伝統的かつ多様な地域の食文化を次世代へ、またその次の世代へと継承するための取組みも推進します。

食環境づくりの推進と県民運動の展開

個人や家庭の努力のみでは、健康な食生活の実践につなげていくことが困難な場面もあり、健康無関心層を含め自然に健康になれる食環境づくりを推進することが重要です。

そのため、人々が特に意識しなくても健康的な食生活を送れるよう、人々の食品のアクセスと情報のアクセスを両方整備する「食環境づくり」を推進するとともに、新しい広がりを創出するデジタル化に対応した取組みを推進することや、ナッジ(※)等を活用することにより、県民が健康に留意した食行動をとれるよう、行動変容につながる取組みを推進します。

また、第1～3次計画に引き続き、関係機関と連携しながら、県民の参加と協働による「県民運動」として食育を推進します。

※ナッジとは、行動経済学に基づく手法の1つであり、そっと後押しすること、人々がより良い選択を自発的に取れるように手助けする手法のことです。

4 重点世代

次世代を担うこどもと食生活の課題が多い青年期

【重点世代の考え方】

食育はあらゆる世代の県民に必要なものですが、基礎的な食習慣を身につけ、食の基本的な知識や食行動を習得する時期であるこどもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基盤となるものです。

また、20歳代及び30歳代の青年期は、朝食欠食の割合が依然として高いなど他の年代に比べ課題が多いことや、親として次世代(こども)に食育をつなぐ大切な担い手でもあります。

のことから、第3次計画に引き続き、「次世代を担うこどもと食生活の課題が多い青年期」を重点世代とします。

食育施策体系



5 目的を実現するための目標

第3次計画の数値目標の達成状況や岐阜県が目指す食育の方向を踏まえ、食育の推進に関する10の具体的な目標と指標項目を次のとおり設定します。

【食育推進に関する10の目標】

- 1 朝食を欠食する県民を減らす
- 2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」を増やす
- 3 栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民を増やす
- 4 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持等に気をつけた食生活を実践する県民を増やす
- 5 食育に取り組む企業を増やす
- 6 地場産物を活用した取組みを増やす
- 7 農林漁業体験を経験した県民を増やす
- 8 食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民を増やす
- 9 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている県民を増やす
- 10 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する県民を増やす

目標と指標項目

目標			
指標番号	指標項目	現状値(R4)	目標値(R11)
1	朝食を欠食する県民を減らす		
①	朝食を欠食する者の割合(3歳児)	4.1%	0%
②	朝食を欠食する者の割合(小学生)	1.8%	0%
③	朝食を欠食する者の割合(中学生)	7.9%	0%
④	朝食を欠食する者の割合(高校生)	20.0% _(R3)	15%以下
⑤	朝食を欠食する者の割合(20・30歳代)	24.7%	15%以下
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」を増やす		
⑥	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数(平日)(小学生)	8.3回	9回
⑦	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数(平日)(中学生)	7.0回	8回
⑧	朝食を家族とともに食べる者の割合(高校生)	49.3% _(R3)	60%以上
⑨	夕食を家族とともに食べる者の割合(高校生)	88.6% _(R3)	90%以上
3	栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民を増やす		
⑩	主食・主菜・副菜を基本にバランスのとれた食生活を送ることができている者(1日2食以上)の割合	70.7%	80.0%
⑪	1日当たりの食塩摂取量	9.1g	7g未満
⑫	1日当たりの野菜摂取量	264g	350g以上
4	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持等に気をつけた食生活を実践する県民を増やす		
⑬	20歳～60歳代男性の肥満者の割合(BMI25以上)	25.9%	25%未満
⑭	40歳～60歳代女性の肥満者の割合(BMI25以上)	17.0%	15%未満
⑮	20歳～30歳代女性のやせの割合(BMI18.5未満)	25.2%	15%未満
⑯	65歳以上の低栄養傾向者の割合(BMI20以下)	23.2%	22%未満
5	食育に取組む企業を増やす		
⑰	健康経営宣言企業等に対する食育支援数	203社 _(R5)	500社以上
6	地場産物を活用した取組みを増やす		
⑱	地産地消率(※)	40.3%	52%
⑲	学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)(※)	60.3%	66%
7	農林漁業体験を経験した県民を増やす		
⑳	農林漁業体験者数(※)	178千人	300千人
8	食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民を増やす		
㉑	食品ロス削減に取組む県民の割合	78% _(R3)	97%
9	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている県民を増やす		
㉒	食べ方や作法などを伝承している者の割合	85.8%	90%
㉓	郷土料理や伝統食(行事食)など伝承している者の割合	52.0%	60%
10	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する県民を増やす		
㉔	リスクコミュニケーション事業の参加者数	1,029人	毎年1,000人
㉕	食品の安全に関する出前講座における参加者の理解度	94%	90%

* 暫定値:次期「ぎふ農業・農村基本計画(令和8年度～)」により目標値の見直しを実施

6 施策の基本となる事項

岐阜県食育基本条例第12条から第19条の施策の基本となる事項に基づき、次の取組みを展開します。

1 家庭、職場及び地域社会における食育の推進

- (1) 健康寿命の延伸につながる取組みの推進
 - (2) 生涯を通じた多様な暮らしを支える取組みの推進
 - ア 妊産婦や乳幼児、こどもに対する取組みの推進
 - イ 青年期における取組みの推進
 - ウ 職場における従業員等の健康に配慮した取組みの推進
 - エ 高齢者に関する取組みの推進
 - (3) 望ましい食習慣や知識の習得に資する共食の推進
 - (4) 災害時に備えた取組みの推進
-

2 学校、保育所、医療機関等における食育の推進

- (1) 学校における次世代を担うこどもへの取組みの充実
 - (2) 楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園等の取組み
 - (3) 医療機関等を通じた取組みの推進
-

3 生産者と消費者との交流の促進

- (1) 農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
 - (2) 食の循環や環境を意識した取組みの推進
-

4 農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援

- (1) 生産基盤の整備
 - (2) 農林事業者の経営基盤の強化
-

5 地産地消の促進

- (1) 学校給食における県産食材の利用促進
 - (2) 食品関連事業者等との連携強化
 - (3) 朝市・直売所の活動支援
-

6 食文化の継承のための支援

- (1) 地域の多様な食文化の継承につながる取組みの推進
 - (2) 学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用
-

7 食育の推進に関する普及啓発

- (1) 積極的な情報発信
 - (2) リスクコミュニケーションの推進
 - (3) 学習会やイベント等を通じた取組みの推進
 - (4) 活動できる人材の育成
-

8 県民の意見の反映

- (1) 推進体制の整備
 - ア 多様な関係者の連携・協働の強化
 - イ 調査、研究等の実施及び推進状況の把握と効果等の評価
 - ウ 市町村における取組みの推進
-

7 ライフステージ

食育の推進にあたっては、妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで、生涯を通じて切れ目のない、各世代の特徴にあわせた効果的な食育を推進することが重要です。

そのため、第3次計画に引き続き県民のライフステージ(世代区分)を6つに分け設定します。

ライフステージ

世代区分	年齢の目安
乳幼児期	概ね 0 歳から 5 歳
学齢期	小学生・中学生
青年期前半	概ね 16 歳から 25 歳
青年期後半	概ね 26 歳から 39 歳
壮年期	概ね 40 歳から 64 歳
高齢期	概ね 65 歳以上

第5章 各施策における主な取組み

1 家庭、職場及び地域社会における食育の推進

現状と今後の方向性

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心とした地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきました。また、家庭は食育の原点であり、家族と一緒に食事をすることは、食を楽しむと同時に家族とコミュニケーションを図る機会となります。

しかしながら近年では、核家族化、ひとり親世帯の増加、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者の増加など家庭環境の多様化とともに、食に関する価値観の変化により、家庭を中心とした食育が困難な場面も増えてきています。

したがって、健全な食生活の実施や共食の推進のためには、従来の家庭を中心とした食育に加え、個人がそれぞれの生活実態や家庭の特性等に応じた食育に取り組めるよう、職場や地域等個人を取り巻く社会全体が食育を推進する環境づくりが重要になっています。

同時に、一人ひとりが食育の意義や必要性を理解し共感することで、主体的に食育を実践できるよう促す取組みも重要です。

また、特に高校生を含む青年期は朝食の欠食など実践等の面で他の世代より課題が多くみられますが、青年期は次世代に食育をつなぐ手であることから、食育に関する知識の普及、意識の向上、健全な食生活の実践につながる取組みが必要です。

目標と指標項目

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
朝食を欠食する県民を減らす		
朝食を欠食する者の割合(3歳児)	4.1%	0%
朝食を欠食する者の割合(20・30歳代)	24.7%	15%以下
栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民を増やす		
主食・主菜・副菜を基本にバランスのとれた食生活を送ることができている者(1日2食以上)の割合	70.7%	80.0%
1日当たりの食塩摂取量	9.1g	7g未満
1日当たりの野菜摂取量	264g	350g以上

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持等に気をつけた食生活を実践する県民を増やす		
20歳～60歳代男性の肥満者の割合(BMI25以上)	25.9%	25%未満
40歳～60歳代女性の肥満者の割合(BMI25以上)	17.0%	15%未満
20歳～30歳代女性のやせの割合(BMI18.5未満)	25.2%	15%未満
65歳以上の低栄養傾向者の割合(BMI20以下)	23.2%	22%未満
食育に取り組む企業を増やす		
健康経営宣言企業等に対する食育支援数	203社(R5)	500社以上

取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 健康寿命の延伸につながる取組みの推進	○	○	○	○	○	○
(2) 生涯を通じた多様な暮らしを支える取組みの推進	○	○	○	○	○	○
(3) 望ましい食習慣や知識の習得に資する共食の推進	○	○	○	○	○	○
(4) 災害時に備えた取組みの推進	○	○	○	○	○	○

取り組むべき施策

(1) 健康寿命の延伸につながる取組みの推進

健康寿命の延伸につなげるため、生活習慣病の発症・重症化予防や、やせや低栄養等の予防を通じた生活機能の維持・向上に資する取組みを推進します。

食べることは歯と口腔の健康と密接に関わりっているため、ライフステージの特性に応じた歯と口腔の健康づくりを推進します。

適正体重の維持の促進のため、主食・主菜・副菜をそろえたバランスのよい食事などに加え、減塩や野菜摂取量の増加を促進します。

朝食を毎日食べることや生活リズムの定着、正しい食の選択など基本的な生活習慣の形成を促す取組みを推進します。

【主な事業例】

8020運動推進特別事業(医療福祉連携推進課)

生涯にわたって自分の歯を20歯以上保ち、よく噛んでおいしく食べられることを目的に、口腔機能管理に対応できる歯科医師・歯科衛生士等の人材育成等を推進します。

【主な事業例】

清流の国ぎふ野菜ファーストプロジェクト事業(保健医療課・保健所・市町村)

野菜摂取量の増加や食塩摂取量の減少に向け、自然に健康になれる食環境づくりや普及啓発を食品関連事業者等と協働して実施します。

薬食同源サロンの設置(薬務水道課)

薬局等において健康食品や健康食材等の相談を実施し、県民が正しい知識を身につくことができるようになります。

【コラム】 主食・主菜・副菜をそろえた食事

食品には多種類の栄養素が含まれており、それぞれの食品に含まれる栄養素の種類は食品によって異なります。1食の料理の組合せを、「主食・主菜・副菜」を基本とすることで、多様な食品から、必要な栄養素をバランスよくとることができます。

●主食→ごはん、パン、麺類など

炭水化物を多く含み、エネルギーのもととなる。

主菜や副菜を含めた食事全体に影響する、中心の料理。

●主菜→魚や肉、卵、大豆製品など

たんぱく質や脂質を多く含む。

食材や量、調理法によって1食のエネルギーや栄養素量に大きく影響する。

●副菜→野菜、きのこ、海藻、いもなど

野菜などを使った料理で、ビタミンやミネラル、食物繊維などを多く含む。

色や形を工夫することで食事全体の味や彩を豊かにする。

●その他→牛乳や乳製品(ヨーグルトやチーズ)や果物など

食事全体にゆとりやうるおいを与えてくれるもの。

1日の食事内容のバランスを考え摂取することが必要。



出典：スマート・ライフ・プロジェクト
(厚生労働省)

(2)生涯を通じた多様な暮らしを支える取組みの推進

ア 妊産婦や乳幼児、子どもに対する取組みの推進

若年女性のやせは、骨量の減少、低出生体重児の出産リスクの増加等との関連があるため、妊産婦を含めた若年女性が適正な体重を維持できるよう、望ましい食生活の実現に向けて取り組みます。

乳幼児や子どもは成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる時期であり、この時期における食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育むことに直結します。そのため、乳幼児期から学齢期に至るまでの成長、発達に合わせた食育の取組みを推進します。

また、子どもの貧困に代表されるように子どもを取り巻く社会環境が変化し、地域における子どもの育つ環境や家庭における親の子育ての環境も変化していることで、生活リズムや食生活の乱れなどの課題が生じています。毎日朝食をとることや早寝早起きを実践することなどの基本的な生活習慣づくりを、家庭の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として捉え、地域、学校、企業を含む民間団体等が家庭と連携・協働し、子どもとその保護者が一緒に生活習慣づくりの意識を高め、行動するための取組みを推進します。

【主な事業例】

3歳児(保護者)食生活等実態調査(保健医療課・保健所・市町村)

食育の評価や効果的な取組み等のための基礎資料とするため、3歳児健診時に子どもの朝食の摂食状況等を中心とした食生活等の実態を調査し、公表します。

保育士等キャリアアップ研修(子育て支援課)

食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養い、実践的な能力を身につけることを目的に、研修会を実施します。

子ども食堂・子ども宅食運営支援事業(子ども家庭課)

支援を必要とする子どもが健やかに育成される環境の整備のため、子ども食堂、子ども宅食を実施または支援する市町村に対し経費等を補助します。

母子保健事業(保健所・市町村)

妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用した栄養指導を実施します。

イ 青年期における取組みの推進

高校生に対しては、小学校、中学校で学んできた食に関する正しい知識に基づいた、栄養バランスの取れた食事や規則正しい食生活といった望ましい食習慣の実践に加え、自然の恩恵・勤労などへの感謝や、食文化などについても理解することができるよう取り組みます。

幼児教育から高等学校まで一貫した食育を推進していくことで生涯にわたる健康な食習慣等の定着を図るとともに、幼児教育と小学校及び中学校、小学校及び中学校と高等学校の接続を意識した、教科等縦断的な視点での取組みを推進します。

また、青年期が食育に関心を持ち自ら食生活の改善等に取り組んでいけるよう、インターネット、SNS(ソーシャルネットワークサービス)等デジタル技術を活用した取組みを推進します。

【主な事業例】

高校生等食生活実態調査(保健医療課)

食育の評価や効果的な取組み等のための基礎資料とするため、朝食の摂食状況や共食などの食生活等の調査を実施し、各高校に還元します。

大学等と協働した食育普及活動(保健医療課・保健所)

青年期の課題解決に向け、食育講座、食育キャンペーン等を県内の大学等と協働し実施します。

GIFU 食のマイスタープロジェクト(体育健康課・各県立高等学校)

「高校生食育リーダー」により、ライフスタイルに応じた食生活を切り拓く力を育成します。

【コラム】岐阜県野菜ファーストインスタグラム

野菜摂取増加にむけたイベントや野菜たっぷりメニューのある飲食店、管理栄養士考案の野菜たっぷりレシピを発信しています。

皆さんも「#ぎふ野菜ファースト」をつけて野菜料理の写真を投稿してください。



GIFUYASAIFIRST

ぎふ野菜ファーストインスタグラム

https://www.instagram.com/gifuya_saifirst/

ウ 職場における従業員等の健康に配慮した取組みの推進

高齢になるに従い生活習慣病その他の疾病に罹る人が多くなりますが、その予防には、より若い時期である青壮年期からの健康づくりの取組みが重要です。しかし、青壮年期は働き盛り世代でもあることから、多忙を理由に朝食を抜いたり外食が増えたりするなど栄養に関する課題は少なくありません。こうした課題の解決には個人の取組みだけでは困難であり、働き世代が一日のうち多くの時間を過ごす職場での健康づくりの促進、企業による従業員に対する健康づくりの取組みを促進することが必要です。

従業員等への健康投資を行うことは従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上にもつながると期待されています。そこで、このようなエビデンスを基に、企業の経営関係者や従業員の健康管理部門、給食関係者、健康保険組合、労働組合等の関係者の理解と協働により、職場給食で栄養バランスの取れたメニューや健康に配慮したメニューを提供したり、従業員の食生活の改善につながる啓発活動を行ったりするなど、職場を通じた青壮年期の食環境づくりや健全な食生活を促す取組みを推進します。

【主な事業例】

企業内家庭教育研修(環境生活政策課)

健全な食生活を実現できるよう、企業・事業所で開催される家庭教育研修会で、食育をテーマとした学習の機会を提供します。

企業のための食育支援事業(保健医療課)

食育 SAT システムを用いた、バランスのとれた食事の組み合わせ方などの食育講座や個別栄養相談指導を実施します。

事業所における給食施設指導(保健医療課)

職場給食を実施している企業において、企業の健康管理部門と給食部門が協働し、健康に配慮した給食の提供と食育を推進できるよう支援を行います。

健康経営宣言企業等における食育の推進(保健医療課)

企業における食育の充実を図るため、健康づくりや食育に関する情報を定期的に発信します。

工 高齢者に関する取組みの推進

高齢者には、咀嚼力や消化吸収率の低下、運動量の低下に伴う食事の摂取量の減少などに起因する低栄養ややせなどの課題があります。また、疾病等に罹患している場合など個人差が大きいため、年齢だけでなく個人の特性に応じて生活の質(QOL)の向上が図られるような取組みが必要です。

そのため、まず高齢者自身が十分な栄養を摂ることの必要性を知り、食生活の改善につながるよう啓発に努めます。また、低栄養や運動不足などに起因するフレイル(虚弱)や、オーラルフレイル(口腔の虚弱)に関する知識を周知し、これらの健康への影響等について啓発することで予防を促します。

また、高齢者の一人暮らしなど家族との共食が難しい場合に、地域のコミュニティ(職場等を含む)等を通じて様々な人と共食をする機会を持てるようにしたり、健康支援型配食サービスを推進することで高齢者等が健康・栄養状態を適切に保つことを促したり、同時に口から食べる楽しみも十分得られるようにしたりするなど、高齢者の特性やニーズに合わせた栄養管理が地域で行われることを通して、低栄養やフレイルの予防につながる食環境整備を推進します。

今後増大する見込みである慢性期の医療ニーズの受け皿として役割を期待されている在宅医療においては、在宅療養者に対する食事支援等の栄養ケアサービスの需要に対応できるよう、栄養ケア・ステーション等の活用を含めた地域の体制整備やそれを担う管理栄養士の人材の確保や育成に努めます。

【主な事業例】

高齢者の低栄養対策事業(保健医療課・保健所・市町村)

高齢者の低栄養の状況の実態等や効果的な栄養・食生活支援の取組事例の収集を行い市町村に還元するとともに、栄養士会等関係団体と連携し、地域のニーズに応じたマネジメントを行います。

地域高齢者のフレイル予防事業(保健医療課)

地域高齢者を対象とした低栄養予防に関する栄養講座の開催や、高齢者の特性やニーズに合わせた栄養管理が地域で行われるよう、市町村、地域包括支援センター等の関係機関を構成員とした連携会議を開催します。

介護予防従事者研修会(高齢福祉課)

市町村が行う介護予防事業が効果的に実施され、高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けることや、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防従事者に対して研修会を開催します。

(3) 望ましい食習慣や知識の習得に資する共食の推進

家族や友人など誰かと一緒に食事をする共食は、食の楽しさを共有でき、また食を介したコミュニケーションの場となります。家族一緒に食事は早寝早起きや朝ごはんを毎日吃ること、食事のマナーなど基本的な食習慣を習得する家庭教育の第一歩であるとともに、次世代へ食や生活に関する基礎的な知識や、農業体験等を含めた食に関する経験、食文化などを伝える機会にもなります。そのため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)等の推進にも配慮しつつ、家庭での共食の機会の増加を促進します。

家族との共食が難しい場合でも食を通じたコミュニケーション等を図ることができるよう、地域や所属するコミュニティ(職場等を含む)等を通じて様々な人と共食する機会を増やすことで、生涯を通して食に関する理解や関心を深められるような取組みを推進します。

【主な事業例】

食育月間・食育の日の普及と効果的な啓発の実施(保健医療課・保健所・市町村)

全国的な食育推進運動の展開のための月間等にあわせた、各種広報媒体の活用や、国や市町村等と一体となった取組みを通じて、重点的に共食の推進を啓発します。

「家庭の日」の啓発(ポスター募集展示・取組発表)(私学振興・青少年課)

家族がふれあう「家庭の日」に、家族だんらんで食事を共にすることで家族の絆を深めることができるよう、県内小中学生を対象にポスターの募集展示を行い「家庭の日」の周知を行うとともに、家族ぐるみや地域・団体の取組みの発表を実施します。

家庭・地域への食育推進啓発活動(体育健康課・各公立小中高等学校)

地域や関係機関、団体等との協力・連携を得ながら、学校から家庭に対し共食の推進など食育の取組みの啓発や情報提供を積極的に実施します。

【コラム】 共食はなぜ大事？

誰かと一緒に食事をすることは、生活リズムや、規則正しい食生活や健康な食生活などと関係しています。例えば、共食が多い人は、そうでない人に比べて主食・主菜・副菜をそろえてバランスよく食べているという調査結果もあります。また、共食が多い人は自分が健康だと感じている人が多く、心身の健康にもつながるというデータもあります。

「食育」ってどんないいことがあるの？～エビデンス(根拠)に基づいてわかったこと～

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/evidence/attach/pdf/index-30.pdf>

(農林水産省)

(4) 災害時に備えた取組みの推進

大規模な自然災害等の発生に備え、地方公共団体、民間団体等における食料の備蓄に加えて、各家庭でも家族の人数に応じた十分な量の食料を備蓄しておくことが重要です。日頃の行動で食料の備蓄を実践しやすくするローリングストック法や、乳幼児や高齢者、食物アレルギーを有する人といった災害時に特別な配慮が必要となる人がいる施設や家庭での備蓄などについて、周知啓発を行います。

【主な事業例】

給食施設指導(保健医療課・保健所)

災害時においても利用者に安全で安心な食事を提供し、適切な栄養管理が実施できるよう、給食施設に対し指導・支援を実施します。

母子保健事業等健診(検診)事業等における啓発(市町村)

平時から災害に備え、家族構成にあった備蓄内容や方法、栄養バランスの配慮などの食の備えの重要性を啓発します。

【コラム】 食べながら備える！ローリングストック

普段の食料品を少し多めに買い置きし、消費した分を補充するローリングストック法を実践すれば、手軽に備蓄に取組むことができます。 参考:食育ガイド(農林水産省)



2 学校、保育所、医療機関等における食育の推進

現状と今後の方向性

学校においては、学童期、思春期における食育の重要性を踏まえ、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間等の学校教育活動全体を通して学校における食育の推進を図り、食の重要性、心身の健康、食品を選択する力、感謝の心、社会性、食文化など食に関わる資質・能力を育成します。

保育所等では、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型こども園教育・保育要領」に基づき、教育、保育の一環として食育を位置づけ、「食を営む力」の育成やその基礎を培うことを目指します。

また、乳幼児・こどもの朝食の欠食には、保護者の生活リズムの乱れや、保護者が朝食を食べない習慣などが影響している可能性があり、幼児・こどもを通じて保護者への食育の理解と実践を支援するという観点での取組みも必要です。

医療機関等では、食習慣の改善による生活習慣病の発症・重症化予防のほか、やせや低栄養予防等による生活機能の維持・向上に資する食育を推進します。

目標と指標項目

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
朝食を欠食する県民を減らす		
朝食を欠食する者の割合(小学生)	1.8%	0%
朝食を欠食する者の割合(中学生)	7.9%	0%
朝食を欠食する者の割合(高校生)	20.0% _(R3)	15%以下
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」を増やす		
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数(平日)(小学生)	8.3回	9回
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数(平日)(中学生)	7.0回	8回
朝食を家族とともに食べる者の割合(高校生)	49.3% _(R3)	60%以上
夕食を家族とともに食べる者の割合(高校生)	88.6% _(R3)	90%以上

取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 学校における次世代を担うこどもへの取組みの充実		○	○	○	○	
(2) 楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園等の取組み	○		○	○	○	
(3) 医療機関等を通した取組みの推進	○	○	○	○	○	○

取り組むべき施策

(1)学校における次世代を担うこどもへの取組みの充実

こどもに対する食育については家庭を中心としつつ学校においても積極的に取り組んでいくことが重要であり、児童生徒が食に関する理解を深め日常の生活で実践することができるよう、学校が家庭や地域社会と連携、協働し、食育を一層推進していきます。実施にあたっては栄養教諭・管理栄養士等が中核となり、学校・家庭・地域が連携した食育推進体制を確立し次世代を担うことの食環境の改善に努めます。

また、学校で学んだことを家庭で実践するよう促すことによって家庭での食育の促進を図ります。

学校での食育については、「食に関する指導の手引き(文部科学省)」に基づき、「教科等の時間における食に関する指導」「給食の時間における食に関する指導」「個別的な相談指導」の観点で指導や評価を行います。

【主な事業例】

学校における食に関する指導の充実(体育健康課)

小中学校において児童生徒の食に関する理解と適切な判断力を養い、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校の教育活動全体を通して、食に関する指導の充実を図ります。また、給食献立を教材として活用し、給食の時間を利用した食に関する指導の充実を図ります。

GIFU 食のマイスタープロジェクト(体育健康課)【再掲】

食に関する実践力を身に付けるために、小学校では「家庭の食育マイスター」及び「味覚の授業」、中学校では「学校給食選手権」、高校生では「高校生食育リーダー」の各事業により学校段階に応じた食育を推進します。

食に関する職員研修会(体育健康課)

各市町村教育委員会、学校給食担当者、栄養教諭・学校栄養職員、調理従事員等に対して食育推進の情報提供や指導力向上のための研修会を開催し、食育推進体制の整備及び各学校における食育の充実を図ります。

(2) 楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園等の取組み

幼児期には、自ら進んで食べようとする気持ちを育てることが大切であり、この気持ちが小学校以降の食育の充実につながります。そこで、保育所等では、個人差に応じて様々な食品に少しずつ慣れ、食に関わる体験を積み重ねることによって、食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったり、食の大切さに気付いたりすることを促し、進んで食べようとする気持ちが育つような取組みを推進します。

また、食育の目標や計画、食に関わる保育環境を整備し、多様な関係者との連携及び協働の下で食育に関する取組みを進めます。

【主な事業例】

私立幼稚園の心の教育(ふれあい)推進事業(私学振興・青少年課)

私立幼稚園が行う「心の教育推進」のひとつとして、食の大切さ、楽しさ、感謝の気持ち等を伝える食育の推進を継続して実施している事業に対し、支援します。

児童福祉施設等給食施設担当者研修会(保健医療課・保健所)

保育所・幼稚園給食担当者と食育について情報交換を行い、給食を通じた食育を推進します。

保育所等指導監督(子育て支援課)

保育所や幼保連携型認定こども園に対し、指導監査を実施し、保育所保育指針等にそった運営が行われているかなどについて状況を確認し、必要な指導を行います。

【コラム】 食事のあいさつしていますか？

いただきます

「いただく」は、もともと「頭にのせる」の意味ですが、物をもらったり、飲食することを意味するようになりました。自然の恩恵、米や野菜などを作った人、料理してくれた人への感謝など、さまざまな感謝の気持ちが込められているといわれています。

ごちそうさま

「馳走」は食事の用意で走り回ること。

走り回って食事の準備をしてくれたことに対する感謝の気持ちが込められているといわれています。参考:食育ガイド(農林水産省)



(3)医療機関等を通じた取組みの推進

生活習慣病の発症・重症化予防や、やせ、低栄養の予防等による生活機能の維持・向上のためには、適正体重の維持や、適度な運動と栄養バランスのとれた食生活が重要です。このことから、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を目的とした県健康増進計画「ヘルスプランぎふ21(第4次)」や保健医療に関する各計画とも連携しながら、健全な食生活の実践につながる取組みを推進します。

【主事な事業例】

清流の国ぎふ野菜ファーストプロジェクト事業(保健医療課・保健所・市町村)【再掲】

野菜摂取量の増加や食塩摂取量の減少に向け、食品関連事業者等と協働し、自然に健康になれる食環境づくりや普及啓発を実施します。

特定健診・特定保健指導(市町村)

特定健診に基づいた栄養指導を実施し、生活習慣病の発症予防及び糖尿病や慢性腎臓病など重症化予防に向けた栄養指導の充実を図ります。

3 生産者と消費者との交流の促進

現状と今後の方向性

食料の生産から消費等に至るまでの食の循環は多くの人々の様々な活動に支えられており、そのことへの感謝の念や理解を深めることが大切です。しかし、都市化の進行、加工食品や食料輸入の増加等の社会環境の変化により、県民が普段の食生活を通じて農林水産業等や農山漁村を意識する機会が減少しつつあります。

そのような中で、生産者等と消費者との交流や都市と農山漁村の共生・対流等を進め、消費者と生産者等の信頼関係を構築し食料需給について理解を深めることで、持続可能な食の循環を実現していくことが必要です。

国では、環境と調和のとれた食料システムの確立のため、令和4年4月に「環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」が成立、7月に施行され、農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」の具体的な取組みのひとつに、「環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進」が位置づけられています。

また、まだ食べることができる食品等を破棄せず、不要な食品はフードバンクに寄付する等してできる限り活用するようにするなど、個人個人が食品ロスの削減に取り組んでいくことが重要です。

目標と指標項目

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
農林漁業体験を経験した県民を増やす		
農林漁業体験者数	178千人	300千人
食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民を増やす		
食品ロス削減に取り組む県民の割合	78% _(R3)	97%

取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供	○	○	○	○	○	○
(2) 食の循環や環境を意識した取組みの推進	○	○	○	○	○	○

取り組むべき施策

(1) 農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

日々の食生活は自然の恩恵の上に成り立ち、食べるという行為自体が貴重な動植物の命を受け継ぐことであることや、食料の生産から消費等に至るまでには、生産者を始めとして多くの人々の苦労や努力に支えられていることを理解し実感できるよう、様々な体験活動や適切な情報発信等の取組みを推進します。

また、水田が洪水時には遊水池の役割を果たすなど、農業が県民の生命と健康を守り豊かな暮らしを支えていることや、農業・農村が有する多面的機能について理解を深め、消費者と農山村との交流の促進に取り組みます。

加えて製造業者、外食業者等に対しては、県産農畜水産物を積極的に活用してもらうとともに、その特長を活かした加工品の製造販売や飲食物の提供を通じて、県産農畜水産物の魅力やその生産の背景等に関する知識を消費者に伝えます。

【主な事業例】

地域の魅力再発見食育推進事業費補助金(農產物流通課)

食や農畜水産業に対する県民の理解や信頼を高め、県産農畜水産物の消費拡大を図るため、市町村や民間団体等が実施する食農業体験や料理教室等の地域の食農教育活動を支援します。

幼児食農プログラムの普及(農產物流通課)

幼児及び児童用調理器具の貸出を行い、体験を通じた食農教育を支援するとともに、保育所等にプログラムを周知し、活用を促進します。

グリーンツーリズムの指導者の育成等(農村振興課)

農林漁業体験を経験した者を増やすため、グリーンツーリズムや農泊の推進に向け、指導者を育成する研修会や情報発信等を実施します。

清流長良川あゆパークでの体験(里川振興課)

世界農業遺産「清流長良川の鮎」の理解促進及び若い世代の川や魚への関心を高めるため、鮎つかみどり体験等の体験プログラムを提供します。

(2) 食の循環や環境を意識した取組みの推進

食に関するすべての関係者が、調達から生産、加工、流通の各段階で環境負荷の低減に取り組むことが重要であり、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう消費者の理解醸成に取り組んでいきます。

また、直接廃棄される食品の発生を抑制するため、食品の種類に応じた適切な保存方法や食材の有効活用、無駄の出ない買い物の方法など、食品ロス削減に繋がる取組み事例を情報発信し、人や社会、環境に配慮した消費行動「エシカル(倫理的)消費」を意識した生活を行うよう、県民への啓発に取り組みます。

【主な事業例】

食品ロス削減普及啓発推進事業(県民生活課)

生活や事業活動等における食品ロス削減につながる取組みを推進するため、食品ロス削減月間に合わせたキャンペーンや、優れた取組みの情報発信など普及啓発事業を実施します。

ぎふ食べきり運動連携事業(廃棄物対策課)

食品ロス問題へ関心を持ち身近でできることから実践できるよう、市町村等と連携し、SNS や冊子を活用した情報発信を「ぎふ食べきり運動」として実施します。また、この運動に協力いただける飲食店、宿泊施設や食品小売店等を登録し、「食べきり」の実践を図ります。

環境にやさしい農業の推進(農産園芸課)

ぎふ清流 GAP や有機農業による、安全・安心で人と環境にやさしい農産物の供給量を拡大するため、指導員の育成、生産出荷施設の改修支援等を実施します。また、GAP 農産物や有機農産物の生産拡大等のための普及活動を実施します。

【コラム】 食品ロスについて知ろう！ 食品ロスの約半分は家庭から

日本では、本来食べられるのに捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」が年間約 600 万トン発生しています。毎日大型 10 トントラック約 1,640 台分の食料を廃棄している計算です。そのうち約半数は家庭から発生しています。日本人一人当たりに

換算すると年間約 50kg、毎日お茶碗1杯分(約 130g)の食べ物が家庭から捨てられている計算になります。

食品ロス削減のためには家庭での取組みが重要です。

参考:食品ロス削減パンフレット(消費者庁)



NO-FOODLOSS PROJECT

食品ロス削減国民運動のマーク「ろすのん」

4 農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援

現状と今後の方向性

県内の農業・農村の現場では、人口減少や高齢化による担い手不足がますます深刻化しており、農業産出額も減少傾向となっています。特にその傾向が著しい中山間地域では、営農環境だけでなく生活環境の悪化も懸念されています。

県では、「ぎふ農業・農村基本計画(令和3~7年度)」に基づき、強靭かつ食料供給の基盤等の多面的な機能を発揮する農村の実現と同時に、農村地域の活性化を目指して農業・農村づくりを推進しています。

そのため、引き続き農業・農村を支える人材育成、安心で身近なぎふの食づくり、ぎふ農畜水産物のブランド展開、地域資源を活かした農村づくりなどの取組みを推進します。

取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 生産基盤の整備	○	○	○	○	○	○
(2) 農林事業者の経営基盤の強化	○	○	○	○	○	○

取り組むべき施策

(1)生産基盤の整備

中山間地域の急傾斜な畠畔など不利な条件下でも、農業の多面的機能を十分に発揮できるよう、生産基盤の整備を図るとともに、地域資源を活かした農村づくりを進めます。

【主な事業例】

「ぎふの田舎応援隊」活動の推進(農村振興課)

都市と農村を行き交う「田園回帰」の流れが広がるよう、農地や農業用施設の保全活動へ都市住民等が参加する「ぎふの田舎応援隊」の活動を実施します。

「農地イキイキ再生週間」の実施(農村振興課)

遊休農地への認識を高め、遊休農地対策の必要性について理解を促進するため「農地イキイキ再生週間」を設定し、県内各地で遊休農地解消活動を実施します。

日本型直接支払制度(農村振興課)

「洪水や土砂崩れを防ぐ」「多様な生き物が生息する豊かな自然環境を育む」など、農業・農村の有する多面的機能の役割や重要性について理解が促進するよう、農業者、地域住民が一体となって、農地や農業用施設等の適切な管理、農村環境の維持への取組みを支援します。

各農業農村整備事業(農地整備課)

基盤整備実施のため、地域の合意形成のもと、平坦地域では水田の大区画化、汎用化による低コスト化や高度利用化の促進、中山間地域では地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を推進します。

(2) 農林事業者の経営基盤の強化

中山間地域等において将来にわたって持続可能な農業を実現するため、中核的な担い手を育成するとともに経営の安定化を図ります。

【主な事業例】

就農相談会(農業経営課)

就農相談の総合窓口に就農相談員等を配置し、就農希望者に対し個別相談等を行います。

集落営農等育成推進事業(農業経営課)

将来にわたり農地を守る体制づくりに向け、担い手が不足している中山間地域等において集落営農の組織化や法人化を推進します。

【コラム】 食育ピクトグラム

こどもから大人まで誰にでもわかりやすく食育の取組みを発信することを目的に、食育ピクトグラムが作成されました。

食育の取組みについての情報を発信する際に自由にお使いいただけます。

*食育ピクトグラム利用規約等詳しくは、農林水産省の公式ホームページをご覧ください。

食育ピクトグラム(農林水産省公式ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pictgram/index.html>



5 地産地消の促進

現状と今後の方向性

地産地消とは「地元で生産されたものを地元で消費すること」ですが、消費者と生産者が「顔が見える関係」であることによる、消費者の農産物に対する安全・安心の確保という観点でも「地産地消」への期待が高まっています。

また、地産地消は地場産農林水産物の消費拡大などによる地域の活性化、流通コストの削減や輸送時に発生するCO₂の抑制といった環境負荷の低減、地域の自然や文化、産業等に関する理解の深まりによる、生産者の努力や食に対する感謝の念の育成といった意味でも重要です。

しかし、令和4年度3歳児(保護者)食生活等実態調査(県保健医療課調べ)では、食事を作る上で重視・心がけていることについて、「栄養バランス」と回答した割合が1番高く62.1%であるのに対し、「地産地消」と回答した割合は6.3%と低いことから、地産地消をより推進することが必要です。

地産地消の推進にあたっては、生産、流通、販売、消費、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組む社会的気運の醸成が必要です。

目標と指標項目

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
地場産物を活用した取組みを増やす		
地産地消率	40.3%	52%
学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)	60.3%	66%

取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 学校給食における県産食材の利用促進		○				
(2) 食品関連事業者等との連携強化	○	○	○	○	○	○
(3) 朝市・直売所の活動支援			○	○	○	○

取り組むべき施策

(1)学校給食における県産食材の利用促進

学校給食における地場産物の活用は地産地消の有効な手段であり、地場産物や国産食材についての理解を深める絶好の機会でもあると同時に、地域の関係者の協力の下、未来を担う子どもたちが持続可能な食生活を実践することにもつながるため、学校給食における県産食材の普及・定着等の取組みを推進します。

また、その実現のため、生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制を構築します。

【主な事業例】

学校給食地産地消推進事業費補助金(農産物流通課)

地産地消に基づいた食農教育を推進することで将来にわたって県産品に愛着を持つことを目指し、学校給食における県産農畜水産物の利用に際し購入費の一部を支援します。

学校給食用牛乳供給事業(畜産振興課)

県内産の牛乳を県内小中学校に安定的に供給し、県産食材の利用を促進するため、飲用牛乳の消費・普及に取り組みます。

学校給食への地場産物の活用(体育健康課)

地域の生産者や関係業者との連携を図り、地場産物が安定して供給され、学校給食での地場産物の活用が積極的に行われるよう、関係課、学校給食会等との連携を図ります。また、学校給食を生きた教材として指導の充実を図ります。

【コラム】～豊かな自然にはぐくまれた～飛騨・美濃旬の味～

岐阜県公式ホームページ(農産物流通課)では
主な農産物・畜産物・水産物・林産物の特徴と
産地マップを掲載しています。

また、農産物については、収穫時期(旬の時期)
をカレンダー形式で見ることができます。



飛騨・美濃旬の味(農産物流通課)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2431.html>

(2)食品関連事業者等との連携強化

小売業者等の食品関連事業者と連携を強化し、地産地消を推進します。

【主な事業例】

地産地消県民運動(農產物流通課)

県民運動として地産地消活動を展開することを目的に「地産地消ぎふ応援団」を設立し、専用ウェブサイトでの情報発信や地産地消フェアの開催、食農キャラバン等を実施します。

食肉総菜創作発表会(畜産振興課)

県産食肉への理解を深め消費拡大を促進するため、一般消費者を対象とした総菜料理コンクールを開催します。

鶏卵・鶏肉料理コンクール(畜産振興課)

県産畜産物への理解醸成や消費促進のため鶏卵・鶏肉アイデア料理を募集し、新たな調理方法の発掘、消費拡大、正しい知識の普及を実施します。

(3)朝市・直売所の活動支援

県内の朝市・直売所、量販店、飲食店などにおける県産農産物のPR活動等を通じて、食料自給の現状や適正な価格形成に対する消費者の理解の促進など、地産地消による農業の持続可能性に配慮した流通・消費行動の普及啓発を推進します。

【主な事業例】

朝市・直売所の活動周知(農產物流通課)

朝市・直売所で地産地消を身近に感じてもらい、直売所等の利用者の増加を図るため、朝市・直売所等の取組みを県ホームページで紹介します。

6 食文化の継承のための支援

現状と今後の方向性

食育にとって、郷土食や行事食を通じ地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることは重要です。

しかしながら、流通技術の進歩や生活様式の多様化等により、地場産物を生かした郷土料理、その作り方や食べ方、食事の際の作法等優れた伝統的な和食文化が十分に継承されず、その特色が失われつつあります。

そのため、地域に伝わる多様な食文化を次世代へ継承するための取組みを推進します。

また、ごはん（主食）を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶など多様な副食（主菜・副菜）等を組み合わせた、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進します。

目標と指標項目

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている県民を増やす		
食べ方や作法などを伝承している者の割合	85.8%	90%
郷土料理や伝統食（行事食）などを伝承している者の割合	52.0%	60%

取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 地域の多様な食文化の継承につながる取組みの推進	○	○	○	○	○	○
(2) 学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用	○	○	○	○	○	○

取り組むべき施策

（1）地域の多様な食文化の継承につながる取組みの推進

地域での食育推進活動の中核的役割を担うことが期待されている食生活改善推進員等の食育ボランティアと協働し、伝統食に対する興味や関心を高め、食文化の継承を図るために郷土料理の魅力を発信します。

また、各地の食関連行事や文化関連行事等の機会を最大限活用し、伝統的な食文化や地域の郷土料理等と、その歴史や文化的背景等を学ぶ機会を提供します。

【主な事業例】

地域で食文化の共食推進事業(保健医療課)

地域の郷土料理や行事食等の伝統的な食文化を大切にし、次世代へ継承することを目的に、各種事業やイベント等において岐阜県の郷土料理のレシピ動画等を用いた啓発活動を行います。

ぎふの味・伝承名人認定事業(生活衛生課)

「ぎふの味・伝承名人」を認定することで伝統的な食文化を伝承する調理師の技術向上を推進するとともに、県の伝統的な食文化の魅力を発信します。

(2)学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用

伝統的な食文化について、こどもが早い段階から興味・関心を持てるよう、学校給食を始めとした学校教育活動において郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶことで地域の食文化を育んできた人々の知恵や工夫などに気付き、郷土の恵みに感謝する心を育む取組みを推進します。

また、学校給食を食に関する指導の「生きた教材」とし、食品の組み合わせや栄養的なバランスに優れた学校給食の献立を手本とした「日本型食生活」が実践できるよう取り組みます。

【主な事業例】

学校給食への郷土食・行事食の導入(体育健康課)

地域の食材の特徴など、地域の食文化への理解を深めるため、「食育の日」や「全国学校給食週間」において給食に郷土食や行事食を積極的に導入します。また、児童生徒が郷土食や食文化を理解し尊重する心を養うための指導の充実を図ります。

【コラム】 ごはんを中心とした「日本型食生活」

日本型食生活とは、日本の気候風土に適した米(ごはん)などの主食を中心に、魚や肉などの主菜、野菜、海そうなどの副菜など、多様なおかずを組み合わせて食べる食生活のことをいいます。栄養バランスに優れているだけでなく、日本各地で生産される農林水産物を多彩に盛り込んでいるのが特徴です。食料自給率の向上や各地で古くから育まれてきた食文化の継承にもつながります。

7 食育の推進に関する普及啓発

現状と今後の方向性

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち自ら適切に食を選択していくことが重要です。

しかし、SNS の普及等により食に関する様々な情報があふれ、信頼できる情報を見極めることが難しい状況となっています。

そのため、製造者等は食品の安全性や栄養成分表示等、食品の特徴や成分を正しく伝えることに努める一方、消費者である県民は、その正しい情報を理解し食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付けることが必要です。あわせて、県や市町村等は食生活や食育に関する正しい情報を積極的に発信することが重要です。

目標と指標項目

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する県民を増やす		
リスクコミュニケーション事業の参加者数	1,029人	毎年1,000人
食品の安全に関する出前講座における参加者の理解度	94%	90%

取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 積極的な情報発信	○	○	○	○	○	○
(2) リスクコミュニケーションの推進	○	○	○	○	○	○
(3) 学習会やイベント等を通じた取組みの推進	○	○	○	○	○	○
(4) 活動できる人材の育成			○	○	○	○

取り組むべき施策

(1)積極的な情報発信

一般県民が食品表示を正しく理解し情報を正しく読み取ることできるようにするために、食品表示に関心を持ち理解を深める取組みを推進します。その際はより多くの県民による主体的な運動となるよう、デジタル技術を有効活用して情報発信を行うなど、新しい広がりを創出するデジタル化に対応した取組みを推進します。

また、食育に関わる関係機関や団体と協働し、6月の「食育月間」及び毎月19日の「食育の日」に食育に関する情報を重点的に発信したり、「家庭の日」に「家族そろって食卓を囲む」ことを発信したりするなど効果的な情報の発信に努め、適切な対象者に適切な情報が適切な時期に届くよう配慮します。

【主な事業例】

家庭教育学級(環境生活政策課)

食育への意識を高め、家庭での健全な食生活を実現するため、食育をテーマとする家庭教育学級の運営方法や実践事例を、研修会や通信等で紹介します。

食育月間・食育の日の普及と効果的な啓発の実施(保健医療課・保健所・市町村等)【再掲】

全国的な食育推進運動の展開のための月間等を活用し、各種広報媒体や取組みを通じて重点的に共食の推進等を啓発します。

食卓の安全・安心ニュース及びメールマガジンの提供(生活衛生課)

食品安全に関する正しい情報を見極め食品を自ら判断し選択することができるよう、小学校や市町村等を通じて、広く食品安全に関する情報を発信します。

【コラム】活用していますか？食品表示

食品表示は、消費者が食品を購入するときに食品の内容を正しく理解し、選択したり摂取する際の安全性を確保したりする上で重要な情報源です。

どんな原材料を使って作られたかということに加え、食物アレルギーに関する表示や栄養成分表示などの食品表示を理解し活用することで、健康の維持増進等を図ることができます。

【コラム】食育月間・食育の日

毎年6月は「食育月間」、毎月19日は食育の日です。食育月間では、食育に対する理解を深め、積極的な参加を促すことで食育の充実と定着を図るために、重点的に各種広報媒体や行事等を活用した取組が全国で展開されます。

また、毎月19日を「食育の日」と定め、「家族そろって食卓を囲む」ことなどを啓発しています。

食育月間(農林水産省公式ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/gekkan/>



(2)リスクコミュニケーションの推進

県民の食に対する安心感を高めるためには、食品の安全性を確保する取組みだけではなく、その取組みを県民に伝えていくことが重要です。そのために、食品の持つリスクに対し、消費者をはじめ食品安全に関するすべての関係者との双方向のリスクコミュニケーションを通じて、食品の生産、流通、消費などそれぞれの段階における安全性に関する総合的な理解を促進します。

【主な事業例】

食品安全セミナー(生活衛生課)

事業者等とのリスクコミュニケーションにより食品安全に関する理解を促進するため、県民を対象としてセミナーを開催します。

食の安全に関する三者懇談会(生活衛生課)

消費者・事業者及び行政との意見交換を通じ、食品安全に関する正しい知識・情報の習得を推進します。

出前講座「食の安全知つ得講座」(生活衛生課)

一般県民の食品の安全に対する不安感の減少のため、食中毒予防や食品表示等に関する講座を実施します。

(3)学習会やイベント等を通じた取組みの推進

食生活改善推進員等のボランティアが行う、地域の料理教室や体験活動等を通じて食育の充実を図ります。

「食育月間」や「食育の日」には、関係者の緊密な連携・協働を図りつつ食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育に対する理解を深めると同時に食育推進活動への積極的な参加を促すことで、その一層の充実と定着を図ります。

【主な事業例】

食育ボランティアの把握と活用促進事業(保健医療課)

地域で活動している食育推進ボランティアを把握するとともに、地域での学習会などのボランティア活動の活性化を支援します。

食品の安全・安心シンポジウム(生活衛生課)

シンポジウムの開催を通して食品安全に関する正しい知識・情報を提供し、意見交換を実施します。

岐阜県農業フェスティバルでの普及啓発活動(農産物流通課)

地産地消を意識する機会を提供することで県産農畜水産物に愛着を持ち、消費行動につなげること等を目的に、農業フェスティバルを開催します。

【コラム】食生活改善普及運動(毎年9月)

厚生労働省では、毎年9月1日から30日までの1か月間を『食生活改善普及運動』の期間と位置づけ、スマート・ライフ・プロジェクトの「健康寿命をのばそう」のスローガンのもと、幅広い企業・団体等が主体となって行う食生活改善に向けた運動の全国的な展開を促進しています。



食生活普及運動(スマート・ライフ・プロジェクト)

<https://www.smartlife.mhlw.go.jp/event/plus1tool>

(4)活動できる人材の育成

大学、短期大学において食育に関する専門知識を備えた管理栄養士・栄養士の養成を図るとともに、その多面的な活動が食育の推進に寄与するよう支援します。

同時に、地域において食育の推進が着実に図られるよう、県行政や市町村行政における管理栄養士等の配置を推進するとともに、高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図ります。あわせて、食生活に関する生活習慣と疾患の関連等適切な食事指導、ライフステージに応じた食に関する指導体制の充実を図ります。

また、食育を県民運動として推進し、県民一人ひとりに寄り添った食育の実践につながるよう、食生活改善推進員等の食育推進ボランティアの人材育成等を行い、活動を支援・協働することで地域での食育の実践活動の充実を図るとともに、家庭、地域、学校、保育所、職場等ありとあらゆる場所で食育が展開されるよう、各種研修会等の開催を通じて食育を実践できる人を育てます。

【主な事業例】

食育ボランティア研修会(保健医療課)

地域の食育活動の実践者である食育推進ボランティア等を対象に、生活習慣病予防のための栄養・食生活や、朝食の摂取促進、郷土料理や環境との調和などについて、地域で効果的な実践活動が行われるよう、研修会を開催します。

地域保健関係職員研修会(保健医療課)

地域において保健活動に従事する地域活動栄養士や行政栄養士等を対象に、地域の健康課題の解決に向けたスキルを身に着け、効果的な健康づくりや生活習慣病の発症・重症化予防が推進されるよう、研修会を開催します。

【主な事業例】

食品表示に関する講習会(生活衛生課)

食品関連事業者を対象に、食品表示に関する法令を順守し、適切な表示がされた食品を販売するよう講習会を開催します。

教職員研修(教育研修課)

こどもたちに対し農業体験等から学ぶ実践的な食育を推進できるよう、指導者を養成します。

【コラム】岐阜県食育資料・リーフレット

県ホームページにおいて、学生、働き世代や高齢者など
ライフステージに応じた食育啓発リーフレットやレシピ
などを公開しています。

食育の啓発資料として、御活用いただけます。



食育資料リーフレット(岐阜県公式ホームページ)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26855.html>

8 県民の意見の反映

現状と今後の方向性

食育に関する施策にかかわる主体は、国や県、市町村、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関係者、食と健康づくりに関する連携協定企業、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、その他の食に関わる活動等の関係者、更には様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数です。

食育の推進には、このような多様な関係者による主体的な取組みとともに、これらの関係者が広範かつ横断的に連携・協働した取組みが必要であり、その取組みを促進するためには関係者相互間の積極的な情報及び意見の交換を促すことが重要です。

また、一般県民の食育に対する関心や意識を高めていくためには、対象者の特性や多様なニーズも考慮しつつ、県民の意見や考え方等を積極的に把握しできる限り施策に反映させていくことが必要です。

さらに県は、食育の推進に関する施策が地域の実情に応じて効果的に実施されるよう、市町村と密接に連携し、全ての市町村がそれぞれ策定した市町村食育推進基本計画に則って食育に関する取組みをさらに充実させ、実効性の高い取組みがなお一層推進されるよう、支援します。

取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 推進体制の整備	○	○	○	○	○	○

取り組むべき施策

(1) 推進体制の整備

ア 多様な関係者の連携・協働の強化

家庭、学校・保育所、職場、地域等の各場面において地域や関係団体の連携・協働を図りつつ、生涯を通じた食育を推進することができるよう、岐阜県食育推進会議を核として健康・教育・農政等の幅広い分野からの意見を聴取し、施策に反映するよう努めます。

食育の推進にあたっては、今後とも食育に係る多様な関係者や多方面の分野の関係者が主体的かつ多様に連携・協働し、新たな広がりを持った食育を推進できるよう、関係者間でネットワークを構築します。

【主な事業例】

食育推進会議の開催(保健医療課・保健所)

食育に関わる多様な関係機関等から意見を聴取し、計画の進行状況の管理や取組みの評価、効果的な方策等を検討するため、会議を開催します。

圏域青年期食育推進検討会(保健所)

地域等の課題を把握し、青年期の食育の充実を図るため、大学等の関係者や学生を対象とした検討会等を開催します。

イ 調査、研究等の実施及び推進状況の把握と効果等の評価

食育に関する県民の意識や食生活の実態等について調査研究及び分析を行い、その成果を広く公表するとともに、食育の推進の基礎的なデータとしてその結果を活用していきます。

【主な事業例】

3歳児(保護者)食生活等実態調査(保健医療課・保健所・市町村)【再掲】

3歳児健診にあわせて、こどもの朝食の摂食状況等を中心とした食生活等の実態を調査し、市町村等に還元公表します。

高校生等食生活実態調査(保健医療課)【再掲】

食育の評価や効果的な取組み等のための基礎資料とするため、朝食の摂食状況や共食などの食生活等の調査を実施し、各高校に還元します。

ウ 市町村における取組みの推進

市町村では、市町村保健センターを中心に、管理栄養士・栄養士等による妊娠婦から高齢者まで全てのライフステージを対象とした栄養指導等が実施されていることから、県は、健康診査や各種教室等における保健・栄養指導を通じて一貫した食育が推進されるよう、市町村に対し必要な資料や情報の提供により支援するとともに、地域での食育の推進がより一層充実するよう技術的な支援にも努めています。

【主な事業例】

食育推進計画等に関する調査と計画改定支援(保健医療課)

市町村の食育施策の進捗状況や食育推進ボランティアなどの状況を把握し、情報共有するとともに、市町村計画の改定に際して支援を行います。

市町村・食生活改善支援事業(保健医療課)

市町村の栄養・食生活改善事業の実態を把握し、各種調査結果等を還元するなど市町村の健康課題解決に向けた活動を支援します。

第6章 食農教育

現状と今後の方向性

食を取り巻く社会環境が大きく変化し、ライフスタイルが多様化することで、食農を体験する場所や機会が失われつつあります。また、食文化に関する意識が希薄化し、古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化が失われていくことも危惧されています。

人々の生活は昔から動植物などの自然の恩恵に支えられて成り立っていることや、生産・流通・消費など食に関わる人々の様々な活動に支えられていることに気づき、環境保全や食品ロスの視点も含めて、自然の恵みや、食に関わる人への感謝の気持ち、食べ物を大事にする心を育むことが重要です。

取り組むべき施策

生涯を通じた食習慣の形成の基盤となる幼児、こども世代に重点をおき、実際の体験による食農教育を支援します。

また、食農教育が県民運動として展開されることを目指し、家庭や地域、学校、企業や生産者、ボランティア等が連携し、地域などで実践的な食農活動が展開されるよう、支援します。

【主な事業例】

幼児食農プログラムの普及(農産物流通課)【再掲】

幼児及び児童用調理器具の貸出を行い、体験を通じた食農教育を支援するとともに、保育所等にプログラムを周知し、活用を促進します。

地域の魅力再発見食育推進事業費補助金(農産物流通課)【再掲】

食や農畜水産業に対する県民の理解や信頼を高め、県産農畜水産物の消費拡大を図るため、市町村や民間団体等が実施する食農業体験や料理教室等、地域の食農教育活動を支援します。

ライフステージ別県民の実践項目例

世代区分	①乳幼児期 (小学生・中学生)	②学齢期 (概ね16歳から25歳)	③青年期前半 (概ね26歳から39歳)	④青年期後半 (概ね40歳から64歳)	⑤壮年期 (概ね40歳から64歳)	⑥高年期 (65歳以上)
世代区分の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯にわたり生きる力の基礎が培われる、食の体験を広げる ○心身の発達の基盤が形成される ○生活や遊びの充実が子どもたちの身体的・社会的・精神的発達の基盤を培う ○生活の中で興味や欲求に基づいて、自ら周囲の環境に関わるという直接的な体験を通して、心身が大きく育っていく 	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯にわたり健やかに生きるために基礎を培う ○成長期であり、健全な食生活は健康、心身を育むために欠かせない、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼす ○食の体験を深め、自分らしい食生活を実現する 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代に食育をつなぐ大切な手 ○次世代へ食文化や食に関する知識を伝える ○健全な食生活を実践し、次世代へ伝える ○生活習慣病発症・重症化予防をするための生活習慣を実践する 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代に食育をつなぐ大切な手 ○次世代へ食文化や食に関する知識を伝える ○健康的な食生活を実践し、次世代へ伝える ○咀嚼能力の低下、消化・吸収率の低下、運動量の低下により、摂食量も低下する 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代に食育をつなぐ大切な手 ○次世代へ食文化や食に関する知識を伝える ○個人差が大きく、高齢者の多くの疾患有している ○生活習慣病発症・重症化予防をするための生活習慣を実践する 	<ul style="list-style-type: none"> ○食を通じた豊かな生活の実現 ○次世代へ食文化や食に関する知識を伝える ○個人差が大きく、高齢者の多くの疾患有している ○咀嚼能力の低下、消化・吸収率の低下、運動量の低下により、摂食量も低下する
現状と課題					<ul style="list-style-type: none"> ○仕事や子育て等に多忙な時期 ○やせが課題である一方で、就労等による生活リズムの乱れや、過食や運動不足による肥満が増加する傾向 ○生活習慣の乱れから、生活習慣病を発症・重症化予防が課題となる ○朝食の欠食が多い、野菜の摂取量が少ない、仕事の忙しさ等により共食の頻度が少ない、健康に関することに関心が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の単身世帯が増加しており、それに伴う、孤食も問題 ○在宅療養者に対する栄養ケアサービスの需要増大が見込まれる ○メタボリックシンドロームへの切り替えが必要となる ○低栄養・フレイル予防の実践が必要となる
1 朝食を欠食する県民を減らす	考え方 実践例	<ul style="list-style-type: none"> ○食事、睡眠等の生活のリズムを整える ○食事のリズムを整える 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝食を毎日食べることは、栄養バランスに配慮した食生活や生活習慣を身につける観点から非常に重要 ○朝ごはんを含め3食規則正しく食事をとることの大切さがわかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝食を含め3食食事をとする ○生活リズムを整える 	<ul style="list-style-type: none"> ○フレイル予防のために朝食を含めて1日3食しっかりとる 	
2 朝食又は夕食を一緒に食べる「共食」を増やす	考え方 実践例	<ul style="list-style-type: none"> ○家族で楽しく食事をする ○友達など家族以外の人と一緒に食べることを体験する ○食べる樂しみを体験する ○食事のあいさつができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常の食事に興味・関心をもち、楽しく食事をすることが心身の健康に大切なことがわかる ○食事のあいさつの大きい方ができる ○正しいのはしの使い方や食器の並べ方がわかる ○協力して食事の準備や後片付けができる ○マナーを考え、会話を楽しむが、気持ちよく会食することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○家族や友人、地域等で会話を楽しむながら食事をする ○地域等で会話を楽しんだり食事を作ったりする機会を持つ ○家族や仲間と一緒に買い物したり食事を作ったりする機会を持つ ○ながら食事をする ○地域の食事会や食のイベントに参加する ○家族や仲間と一緒に買い物したり食事を作ったりする 		

ライフステージ別県民の実践項目例

世代区分	①乳幼児期 (小学生・中学生)	②学齢期 (概ね16歳から25歳)	③青年期前半 (概ね26歳から39歳)	④青年期後半 (概ね40歳から64歳)	⑤壮年期 (概ね40歳から64歳)	⑥高年期 (65歳以上)
3 栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民を増やす	考え方 ○様々な食べ物を食べる楽しさを味わう ○摂取することのできる食品の量や種類を増やす ○自ら進んで食べようとする ○食事の味や香などを通じて、味覚や嗅覚を発達させる ○うす味を好む ○間食は、量や食べる時間、種類に気をつけける 実践例 ○生きる喜びを感じる	生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、一人ひとりが栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要 ○好き嫌いせずにおいしく食べる。 ○栄養バランスのとれた食事の大切さを理解できる ○体に必要な栄養素の種類と動きがわかる	○好き嫌いせずにおいしく食べる。 ○食塩の摂取量の減少、野菜の摂取量の増加が課題 ○主食・主菜・副菜のをそろえた食事をする ○向をどれだけ食べたらよいかがわかる ○食塩の摂取量を減らす ○野菜の摂取量を増やす	○1日2回以上、主食・主菜・副菜を組合せて食べる。 ○いろいろな食品を含む食品をとるように意識する		
4 生活習慣病の予防や改善のために、より健康な生活を送るために、より適正体重を維持する県民を増やす	考え方 ○口腔機能が十分に発達し、維持されることが重要である 実践例 ○健康的なために大切だと感じて、食べ物などに关心をもつ ○食べる意欲を育む ○よく噛んで食べる	○定期的に噛み方や食べる速さにも着目し、口腔の健康や口腔機能の獲得・維持・向上と関連させることが重要である ○定期的に体重を測定し、自分の体格(BMI)と適正体重を知る ○ダイエットなどによりやせにならないようになる ○定期的に食事の内容や量、間食や飲酒など食生活を振り返り、見直す ○ゆっくりよく噛んで食べる	○定期的に体重を測定し、自分の体格(BMI)と適正体重を知る ○食事の内容や量、間食や飲酒など食生活を振り返り、見直す ○ゆっくりよく噛んで食べる	○定期的に体重を測定し、自分の体格(BMI)と適正体重を知る ○ダイエットなどによりやせにならないようになる ○定期的に体重を測定し、自分の体格(BMI)と適正体重を知る ○食事の内容や量、間食や飲酒など食生活を振り返り、見直す ○ゆっくりよく噛んで食べる		
5 食育に取り組む企業を増やす	考え方 実践例 ○従業員等が健康であることは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし企業の業績向上につながる ○従業員等の健康管理と、その一環としての健方に配慮した食生活の実践につながるよう、企業における食育を推進することが重要 ○企業等(職場)においても健全な食生活を実践できる					
6 地場産物を活用した取組みを増やす	考え方 実践例 ○地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝を育む上で重要 地場産物の消費による食料の輸送に伴う環境の負荷の低減や地域の活性化は持続可能な食の実現につながる ○四季折々の旬の食材を料理に使い、味わう ○地域の気候・風土が育んだ自然の恵みを意識し感謝をすることができる ○食環境と自分の食生活との関わりを理解し、実践できる ○環境や資源に配慮した食生活を実現することができる	○地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝を育む上で重要 地場産物の消費による食料の輸送に伴う環境の負荷の低減や地域の活性化は持続可能な食の実現につながる ○四季折々の旬の食材を料理に使い、味わう ○地域の気候・風土が育んだ自然の恵みを意識し感謝をすることができる ○食環境と自分の食生活との関わりを理解し、実践できる ○環境や資源に配慮した食生活を実現することができる				

ライフステージ別県民の実践項目例

世代区分	①乳幼児期 (小学生・中学生)	②学齢期 (概ね16歳から25歳)	③青年期前半 (概ね26歳から39歳)	④青年期後半 (概ね40歳から64歳)	⑤壮年期 (概ね40歳から64歳)	⑥高年期 (65歳以上)
7 農林漁業体験を経験した県民を増やす	考え方 こどもの頃の農業体験は、食べ物を大切にする意識や食べ物に関する体験活動の機会を提供し、農林水産業についての意識や理解を深めてもらうことが重要	農林水産業の役割を理解し、自らの課題としてその将来を考え、それぞれの立場から主張的に支えあう行動を引き出していくことが必要	○農林水産物の生産における様々な体験機会を利用し、農林漁業体験活動を行う ○子どもの学びや生産者のやりかいにつながるよう生産者等と交流する	○農林水産物の生産における様々な体験機会を利用し、農林漁業体験活動を行う ○日常の食事が地域の農林水産物と関連していることが理解できる	○農林水産物の生産における様々な体験機会を利用し、農林漁業体験活動を行う ○日常の食事を大切にする意識などを育む	○農林水産物の生産における様々な体験機会を利用し、農林漁業体験活動を行う ○日常の食事を大切にする意識などを育む
8 食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民を増やす	考え方 食品ロス削減実践例	○食べ物を大切にする気持ちや、用意してくれる人々への感謝の気持ちを持ち、食の大切さに気付く	○資源の有効利用について考える ○残さず食べたり、無駄なく調理したり ○しようとができる ○食料の生産、流通、消費について理解できる ○自分の食生活は他の地域と諸外国とも深く結びついていることがわかる	○食品ロス削減の必要性について認識を深め、自ら主張的に取組むことが不可欠である	○食品ロス削減に自発的に取組む ○食品ロス削減の重要性を理解し関心を持つ ○食品ロス削減に向けた購買行動など食べ残しが発生しないようにする	○食生活が自然の恩恵の上に成り立つことを認識し、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶことは、環境の負荷を減らし、持続可能な食料システム(フードシステム)の構築につながる
9 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている県民を増やす	考え方 実践例	四季や地理的などの特性を有し、地域の伝統的な行事や作法等と結びついた豊かで多様な食文化は誇るものであり、地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理を調理し、様々な場面で食べることにより、将来にわたり、着実に料理や味、食文化を次世代へ継承していくことが重要	○行事食を体験したりする ○自分の住んでいる身近な土地でとれた食べ物や、季節や行事にちなんだ料理があることがわかる ○地域の伝統や氣候風土と深く結び付き、先人によることがわかる ○日本の伝統的な食文化や食に関わる歴史等に興味・関心をもつ	○食に対する感謝の念など次世代に伝える ○教育ボランティアが行う料理教室や体験活動等に参加し、地域の郷土料理を理解する ○家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承・伝承する	○食に対する感謝の念など次世代に伝える ○教育ボランティアが行う料理教室や体験活動等に参加し、地域の郷土料理を理解する ○家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承・伝承する	○食に対する感謝の念など次世代に伝える ○教育ボランティアが行う料理教室や体験活動等に参加し、地域の郷土料理を理解する ○家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承・伝承する
10 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する県民を増やす	考え方 実践例	健全な食生活の実現にあたっては、食品の選び方や適切な調理・保管の方法等について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動していくことが重要	○正しい手洗いができる ○食品の安全・衛生の大切さがわかる ○衛生的に食事の準備や後片付けができる ○品質を見分け、適切な選択ができる	○病気にならないように手洗いを丁寧にする	○健全な食生活を実践するために必要な食品の安全性や栄養等に関する様々な情報を十分に理解し活用できる ○原料原産地表示や栄養成分表示などを活用することができる	○健全な食生活の実現にあたっては、食品の選び方や適切な調理・保管の方法等について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動していくことが重要

用語解説

あ行

栄養教諭

「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせるため、食に関する指導(学校における食育)の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から施行された。肥満、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導や、教科等の時間での集団的な食に関する指導等や、学校給食の栄養、衛生管理等を行い、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果がもたらされるとされている。

栄養ケア・ステーション

食・栄養の専門職である管理栄養士・栄養士が所属する、地域密着型の拠点。地域住民や医療機関、自治体、健康保険組合、民間企業、保険薬局などを対象に管理栄養士・栄養士を紹介、用途に応じたサービスを行う。都道府県栄養士会が設置・運営する「ケア・ステーション」と日本栄養士会が認定をする「認定ケア・ステーション」がある。

栄養士

栄養士法に基づき都道府県知事の免許を受けて、保育所・幼稚園、企業、福祉施設などにおいて、栄養の指導に従事する者のこと。栄養士になるためには、厚生労働大臣から栄養士養成施設として指定された学校(大学、短大、専門学校)に入学し、その課程を履修して卒業する必要がある。

栄養成分表示

容器包装に入れられた一般用加工食品及び添加物には、食品表示基準に基づき、栄養成分の量及び熱量の表示(栄養成分表示)が義務づけられている。栄養成分表示は、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの順で表示され、ナトリウムについては食塩相当量で表示されている。

エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。倫理的消費ともいう。

SNS(エス・エヌ・エス)

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ

人同士が集まつたり、近隣地域の住民が集まつたりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

SDGs

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

エビデンス

英語 evidence を日本語に訳すと「証拠」「根拠」という意味になる。医学・医療の分野では、ある治療法がある病気に対して、安全で効果のあるものなのかどうかを確率的な情報として示す検証結果(根拠)を指す。

オーラルフレイル

老化に伴う様々な口腔の状態(歯数・口腔衛生・口腔機能など)の変化に、口腔の健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象および過程のこと。

か行

環境負荷提言事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)

環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るもの。

管理栄養士

栄養士法に基づき厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者に対する療養などの高度な専門知識及び技術を要する栄養の指導、特定多数の人に対して継続的に食事を供給する施設における特別な配慮を必要とする給食管理などを仕事とする者のこと。管理栄養士になるためには、栄養士の資格を所持したうえ、「管理栄養士国家試験」に合格する必要がある。

岐阜県健康増進計画(ヘルスプランぎふ 21)

健康増進法第8条に基づき、同法第7条第1項に規定される「国民の健康の増進の総合的な

推進を図るための基本的な方針に基づく国民運動(健康日本 21)」を踏まえ、県民の健康寿命の延伸を目指し、健康づくりに関する取組みと目標を定めるもの。

岐阜県食品安全行動基本計画

岐阜県食品安全基本条例(平成16年4月1日施行)第20条に基づき、食品等の安全性の確保と食品に対する安心感の向上に関する施策の方向性や指針、具体的な行動目標を定めるもの。

ぎふ農業・農村基本計画

岐阜県の農業・農村が直面する課題に対応するため、県が重点的に取り組む施策を示すための計画。県の農業・農村振興に関する計画の最上位に位置付けるもの。

GAP(Good Agricultural Practices:農業生産工程管理)

農産物(食品)の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。

共食(きょうしょく)

共食をする(誰かと一緒に食事をすること)や孤食(ひとり食べ)をしないこと。
“誰か”には、家族全員、家族の一部(親など)、友人などが含まれる。

グリーンツーリズム

農村地域において、自然・文化・人との交流を楽しむ余暇活動のこと。

健康経営

従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される。※健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標。

さ行

食育月間

毎年6月を「食育月間」とし国の第4次食育推進基本計画に定められている。月間期間中に、各種広報媒体、行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、一層の充実と定着を図っている。

食育 SAT システム

フードモデルを選んでセンサーに乗せるだけで、栄養価計算とその食事のバランスがチェックできる、『体験型』栄養教育システム。

食育の日

毎月 19 日を「食育の日」とし、家族そろって楽しく食卓を囲むことなどを呼び掛ける日。

食生活改善推進員

市町村で開催される「食生活改善推進員の養成講座」を受け、修了したのちに「市町村食生活改善推進員協議会」に自ら入会して会員になった者。食生活改善推進員協議会は、市町村、保健所、都道府県単位にあり、全国に組織されている。

「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、地域における食育推進の担い手として、子どもから高齢者まで食事バランスガイドの普及・地産地消・郷土料理や行事食、食文化の継承など食育活動を実施している。

食に関する指導の手引き(文部科学省)

食育基本法、学校給食法、学校教育法に基づく学習指導要領等を踏まえ、学校における食育を推進する観点から、学校における食育の必要性、食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、食に関する指導の基本的な考え方や指導方法、食育の評価について示すもの。

食品表示法

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3つの法律の食品の表示に係る規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度。平成27年4月に施行され、具体的なルールは「食品表示基準」に定められている。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。食品ロスの中には、手付かずの状態で捨てられている食品もある。また、食品ロスの約半分は家庭から発生している。

食物アレルギー

食物を摂取した際、身体が食物に含まれるたんぱく質等(アレルゲン)を異物として認識し、自分の体を過剰に防御することで不利益な症状を起こすこと。

食料自給率

日本の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標。熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがある。

た行

地産地消(ちさんちしょう)

地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6次産業化にもつながるもの。また、消費者、生産者をつなげる取組みである。

調理師

調理師法に基づき都道府県知事の免許を受けて、調理の業務に従事することができる者のこと。調理師になるためには、都道府県知事の指定する調理師養成施設において必要な知識及び技能を修得する、若しくは調理の業務に従事した後、調理師試験に合格する必要がある。

低栄養

栄養素の摂取が生体の必要量より少ないと起こる体の状態。健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態を指す。

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査は、医療保険者(健康保険組合や国民健康保険等)が実施主体となり、40～74歳の加入者(被保険者・被扶養者)を対象として行われる健診。腹囲の計測など、「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」の該当者や、その予備群を発見することを目的とした検査項目が導入されている。

特定保健指導は、特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による効果が多く期待できると判定された人に対して行われる健康支援。一人ひとりの身体状況や生活環境などに合わせて、医師・保健師・管理栄養士などの専門家が、生活習慣を見直すためのサポートを行う。

な行

ナッジ

ナッジ(nudge)は「そっと後押しする」という意味。選択の余地を残しながらより良い方向に誘導する、または最適な選択をできない人だけをより良い方向に導くこと。

日本型食生活

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせ、バランスに優れた食生活のこと。

日本人の食事摂取基準

健康増進法(平成14年法律第103号)第16条の2の規定に基づき、国民の健康の保持・増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギー及び栄養素の量の基準を厚生労働大臣が定めるもので、5年毎に改定が行われる。

は行

8020(ハチマル・ニイマル)運動

80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという運動。平成元年(1989年)に厚生省(当時)と日本歯科医師会が提唱して開始された。

BMI(Body Mass Index / ボディ・マス指数 / 体格指数)

「体重(kg)」÷「身長(m)の2乗」で算出される値。肥満や低体重(やせ)の判定に用いる。日本肥満学会の定めた基準では18.5未満が「低体重(やせ)」、18.5以上25未満が「普通体重」、25以上が「肥満」で、肥満はその度合いによってさらに「肥満1」から「肥満4」に分類される。BMIが22になるときの体重が標準体重で、最も病気になりにくい状態であるとされている。

PDCAサイクル

「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法のひとつ。一連の循環を繰り返すことで継続的に成長していくことを目指す。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品など、品質に問題がなく、本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動のこと。

フレイル

要介護状態に至る前段階として位置づけられ、身体的虚弱性のみならず精神・心理的虚弱性や社会的虚弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

ま行

メタボリックシンドローム

内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。ウエスト周囲径(おへその高さの腹囲)が男性85cm・女性90cm以上で、かつ血圧・血糖・脂質の3つのうち2つ以上が基準値から外れると、「メタボリックシンドローム」と診断される。

ら行

リスクコミュニケーション

消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換すること。関係者が会場などに集まって行う意見交換会、パブリック・コメント(意見聴取)は双方向性であるが、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションの取組みに含まれる。

6次産業化

一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。6次産業化とは、農業を1次産業としてだけではなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするもの。

ローリングストック

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のことを、仕事と生活の調和が実現した社会としている。

○食育基本法

平成十七年法律第六十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会にはん氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り

組んでいくことが我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十二条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊娠婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度のそう痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年六月五日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一日法律第六六号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○岐阜県食育基本条例

平成十七年十二月十五日条例第九十三号

岐阜県食育基本条例をここに公布する。

岐阜県食育基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 施策の基本となる事項(第十二条—第十九条)

第三章 施策の推進(第二十条—第二十二条)

附則

近年の社会経済情勢のめまぐるしい変化に伴い、日々の忙しい生活を送る中、私たちは、毎日の「食」の大切さを忘がちになっている。人々の暮らしにおいては、食生活をめぐる環境の変化により、栄養の偏りや不規則な食事が原因となって、肥満や生活習慣病の増加など様々な問題が生じている。

このような状況の下、すべての県民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと豊かに暮らすためには、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進する必要性が高まっている。

食育とは、「食」を通して生きる力を育むことであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むことは、県民にとって最も大切な願いの一つである。

このため、家庭、学校、保育所、医療機関、農林水産業者、食品関連事業者、消費者団体、行政機関等食育に関わるすべての関係者が、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であることを認識し、相互理解を深めながら、それぞれの立場で食育の推進に努力していく必要がある。

ここに、すべての県民の参加と協働により、食育の推進を図り、もって県民の健康で豊かな生活の確保に寄与するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であるという認識の下に食育の推進に関する基本方針を定め、並びに県の責務並びに県民、教育関係者、農林水産業者及び食品関連事業者の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「教育関係者」とは、教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する団

体をいう。

- 2 この条例において「農林水産業者」とは、農業(畜産業を含む。)、林業又は水産業を営む者及び農林水産業に関する団体をいう。
- 3 この条例において「食品関連事業者」とは、食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供(以下「食品関連事業」という。)を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。
(基本方針)

第三条 食育の推進は、食に関する知識及び食を選択する力を習得することにより、県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

- 2 食育の推進は、伝統的な食文化及び地域の特性に十分配慮した上で、地域と調和のとれた食料の生産と消費を目指すことにより、地域の活性化及び食料自給率の向上に資することを旨として、行われなければならない。
- 3 食育の推進は、県民、関係団体等の自発的意思を尊重するとともに、県、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等すべての関係者の連携と相互理解の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本方針にのっとり、岐阜県食品安全基本条例(平成十五年岐阜県条例第七十五号)に基づく施策との連携を図りながら、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(県民の役割)

第五条 県民は、食育において、家庭が重要な役割を担っていることを認識した上で、食に関する知識を深めるとともに、家庭、職場及び地域社会において、自ら健全な食生活の実現を図るよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第六条 教育関係者は、食育における教育の重要性を認識した上で、あらゆる機会と場所を利用して、それぞれの分野において、積極的に食育の推進を図るよう努めるものとする。

(農林水産業者の役割)

第七条 農林水産業者は、食育における食料生産の重要性を認識した上で、安全な食料の供給を行うとともに、様々な体験活動等を通じて、県民の自然の恩恵についての理解や食に対する感謝の念が深まるよう努めるものとする。

(食品関連事業者の役割)

第八条 食品関連事業者は、食育において、食品の安全性の確保が健全な食生活の基礎であることを認識した上で、食に関する幅広い情報の開示を行うとともに、安全な食品の提供を図るよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第九条 県は、食育の推進に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(国等との協力)

第十条 県は、食育の推進に関して広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、食育の推進を図るため必要があると認めるとときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、食育の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 施策の基本となる事項

(家庭、職場及び地域社会における食育の推進)

第十二条 県は、家庭、職場及び地域社会における食育の推進を図るため、管理栄養士等と連携しながら適切な栄養管理に関する知識を普及し、食育に関する専門的知識を有する者を養成し、食に関する理解を深めながら親子で食を楽しむ機会を提供する等により、県民の健全な食習慣の確立がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

(学校、保育所、医療機関等における食育の推進)

第十三条 県は、学校、保育所、医療機関等における効果的な食育の推進を図るため、栄養教諭、栄養職員、管理栄養士等を適切に配置し、及び医師、歯科医師等と連携しながら食と健康に関する知識を更に高めるとともに、教育の一環として積極的に農場における実習等に取り組み、食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うこと等により、県民の心身の健康を確保するよう必要な措置を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進)

第十四条 県は、生産者と消費者との交流の促進等により、両者の信頼関係を構築するとともに、消費者の生産者に対する感謝の念や理解を深めつつ、相互の連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援)

第十五条 県は、安全な食料の安定的な供給の重要性を認識するとともに、農林水産業の活性化を図るため、生産基盤の整備を推進し、及び農林水産業者の経営基盤の強化を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の促進)

第十六条 県は、それぞれの地域で生産された農林水産物の学校給食における利用の推進等により、県内で生産された農林水産物が県内において積極的に消費されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第十七条 県は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、及び優れた食文化を引き継ぐための活動を支援するよう必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進に関する普及啓発)

第十八条 県は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見及び情報を交換する

会議の開催等により、その普及啓発を行うよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民の意見の反映)

第十九条 県は、食育の推進のための施策の策定に当たっては、その施策に関する情報を県民に提供し、並びに県民が意見を述べる機会を設けることにより、その施策の策定の過程における公正性及び透明性を確保するとともに、その施策が県民の意見を適切に反映したものになるよう必要な措置を講ずるものとする。

第三章 施策の推進

(推進体制の整備)

第二十条 県は、食育の推進に関する施策を積極的に実施するための体制を整備するものとする。

(基本計画)

第二十一条 知事は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、岐阜県食育推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する目標
- 二 食育の推進に関する施策の方針
- 三 食農教育の推進に関する施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためには必要な事項

3 知事は、基本計画を定め、又は変更するに当たっては、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告等)

第二十二条 知事は、議会に対し、毎年度、県が食育の推進に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を、毎年度、公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。